

# 警察監獄學會雜誌

第 四 號

## 目 録

### ● 論 說

○ 警察教官ヘーン氏演說筆記  
八木秀太郎

### ● 雜 報

- 神社と神道との區別
- 荷車の重量
- 車輪幅を制限する事能ハざる哉
- 乗合馬車及自轉車
- 車の避讓法を一定しては如何
- 馬車鐵道軌條間
- 御斷り
- 水道條例
- 街路の遊藝
- 雜沓地騎馬の取締
- 倉民の住所
- 地方公立病院
- 實卜占者の類は人心を惑かし良民を害するの弊なき乎
- 秘術の傳授
- 禮式の自然を枉ぐる事あるべし

- ヘーン氏
- 英佛巡查靴の差違
- 大坂市内警察區改正の計畫
- 警察官服制

### ● 警察官制

○ 福岡縣列雜警察官氏名錄

○ 看守及監獄傭人分掌例第三十二條の精神

○ 模範監獄と監獄官練習所

○ 萬國監獄博覽會委員

○ 萬國監獄博覽會への出品

○ 小監獄の廢止

○ ゼーバッハ氏

○ 典獄の任命

○ 牛肉と馬肉を鑑別する法

○ 擲擧會場取締に關する一策

○ 舊幕時代大赦言渡ノ概況

○ 炊夫掃除夫看病夫ノ獄衣ニ其業名ヲ墨書スルノ不可

○ 議員選舉等に際し人力車夫の買入に就て

○ 決闘

### ● 獨逸國通信

○ 新著監獄學ノ教科書

○ 明治二十二年々末全國在監人現在員表

### ● 統計

十八、「大英國」七、「スカンヤナビーソ」七、「ミツチルフラッケン」及「チーバルツ」ニ於

### 第四號目錄

- 問答
  - 第四問假出獄要件ノ解答 天狗道人
  - 第六問説論限界ノ解答 鹿兒島薩南萬 東郷中介
  - 第七問一般逮捕罪ト地方違警罪トヲ區別スル理由如何 鳥根 蜻蛉山人美哉
  - 第八問在監人ノ番號ハ如何ナル附ケ方ヲ以最良トスル乎 栃木 宇都 山人
  - 第九問在監人ノ獄衣番號ニ就テ 大阪 柳 橋 生
- 法令註解
  - 勅令第拾號
  - 警察巡閱規則
  - 法律第三十一號
- 寄書
  - 警察官信用論 尾崎 望 金 生
  - 後見人ノ制九坡逐人
  - 警察及司獄官ノ官宅ヲ普及スヘシテ 番町一 寒 生
  - 警察官ノ權利義務 曠 臺 居士
- 翻譯
  - マルボン監獄吏員服務規律 (第二號續) 警保局出仕 眞木 喬譯

### 第三號目錄

- 論説
  - 警察官諸君ニ對スル希望一則 八木 秀太郎
  - 内務省雇獄務教師フチン、ゼーパツハ氏ノ談話筆記 小河滋次郎譯述
- 雜報
  - 新年の祝辭
  - 新年に於ての取越苦勞
  - 警察公報
  - 巡行を監督する一便法
  - 禮式
  - 雜沓地の取締
  - ヘイン氏叙勳の噂
  - 神奈川縣獄事講習會
  - 聯合警察事務
  - 流行性感胃の起原
  - 警視廳判任の受付を廢す
  - 模範監獄と獄務練習所
  - ゼーパツハ氏の氏名
  - ヘイン氏とゼーパツハ氏
  - 千葉縣副典獄

- 雜錄
  - 遊廓の設置に就て 八木 秀太郎
  - 嗚呼下水を如何せん 八洲生 寄稿
- 問答
  - 説論ノ限界ヲ問フ 青森 大 熊 和 郎
- 寄書
  - 巡查ノ勤續年數ヲ増昇スルノ一私按 九 坡 逸 夫
  - 騎馬巡查ヲ設置スベシ 蘇 南 逸 史
- 法令註解
  - 警察巡閱規則
- 通信
  - 米國ヨリノ來翰
  - 歐洲通信
  - 分房制ノ利害 武田 英一譯
  - ペルチーヨン氏ノ犯罪人分類法 法學士 松井 慶四郎
- 附錄
  - 消防講義 警視廳消防本署御藏書

### 警察監獄學會雜誌第四號

### 論 說

左ニ掲載スル所ノモノハ本年一月中内務省ニ於テ開設セラレタル警部長會議ノ際同省雇普通西國警察大尉ヘイン氏ノ演説ニ係ルモノニシテ其筆記ハ専ラ演説者ノ手録ニ爲レルモノナリ今其筋ノ認可ヲ經テ之ヲ本誌ニ分載ス讀者諒之

### 警部長會台ノ席上ニ於テ

諸君。此ニ再ヒ諸君ト相見ヘ且ツ親シク諸君ニ對シ嘗ツテ巡回ノ際。到ル所ニ厚遇ヲ得タルコトヲ深謝スルノ機會ヲ得タルハ予ノ偏ヘニ喜悅ニ堪ヘサル所ナリトス

日本ノ警察事務ニ功勞アル所ノ。我カ最モ敬愛スル所ノ清浦警保局長ハ特ニ予ニ托スルニ警部長諸

君ニ對シ。予カ日本ノ警察事務ノ上ニ就テ懷抱スル所ノ意見ヲ陳述スヘキコトヲ以テセリ。是レ則チ本日。此席上ニ於テ簡單ノ演説チナシ。以テ暫時諸君ノ清聽チ汚カス所以ナリトス

演説スル所ノ事項ハ之ヲ分ツテ三段トナス即チ

(第一) 予ノ始メテ貴國ノ警察事務ニ關知セシ當時ノ形況ハ如何ナリシヤ

(第二) 如何ナル方法ヲ以テ之ヲ變更シ若クハ改良セシヤ

(第三) 今後。尙ホ如何ナル事項ヲ改良セサルヘカラサルカ

諸君。試ミニ予チシテ今チ距ル殆ント五年前。即チ予ノ始メテ貴國ニ來着セシ當時ノ狀況ヲ追想セシメヨ (予ノ陳述スル所ハ重モニ地方警察ニ關スルコト、知ルヘシ何トナレハ東京ノ警察ニ就テハ

論 説

二

幾ント予ノ干知スル所ニアラサリシヲ以テナリ）諸君モ必ラス之ヲ熟知セラル、ナラン。警察管區ハ概シテ之ヲ廣大ニ劃シ。官吏ハ警察署若クハ分署ニ之ヲ吸收シ且ツ其事務ノ如キハ渾ヘテ此吸收シタル中央點ニ於テ之ヲ掌管セリ。而シテ彼ノ派出所ノ如キハ間々取除ケトシテ之ヲ設ケタルモノアリト雖モ是レ亦大同所詰ノ吏員ハ各々其所在地ニ居住シタルヲ以テ同シク中央集力タルノ實ヲ免レサリシナリ。其警察官吏ヲ巡回セシムルヤ。九日間若クハ尙ホ其以上ヲ豫期セシモノアリ。而シテ常ニ同一ノ巡回線路ヲ取ラシムルニハアラサレナリ。故ニ各吏員ハ巡回トシテ同一地方ヲ通過スルハ一年間。僅カニ二回ヲ過キス。各地方ハ巡回吏ノ通過ヲ見ルコト三十日間毎ニ僅々一回ヲ出テサルカ如キ結果ヲ見ルニ至レリ。事實。斯クノ如クノ經驗若クハ認識ニ由ツテ得タルモノハ蓋シ稀レナリ。

巡查教習ノ事ハ全ク之ヲ欠キ。新任ノ巡查ハ渾テ直チニ實務ニ從事セシメタリ。未ダ其職務及ヒ責任ノアル所ヲ辨ヘスシテ事ニ當ルハ管クニ一身上ノ不幸ナルノミナラス官署及ヒ公衆ノ不利。亦タ少小ナラサルナリ。巡查ニ採用スル所ノモノハ多クハ若年者ヲ以テ之ヲ充タシ且ツ身体非常ニ矮小ノモノト雖モ別ニ之ヲ取捨スル所アラサリシナリ被服モ亦其給與。充分ナラス。且ツ各巡查ノ拜命スル毎ニ個々ニ其保存期限ヲ定ムルコトナリシカ故ニ（巡查ハ其所持スル所ノ被服ニ就テハ一領毎ニ各々其保存期限ヲ異ニス）計算上。繁擾錯雜、徒ラニ之レカ爲メニ時間ヲ浪費スルヲ免レス。巡查ハリ各々唯ダ一領ノ冬服ヲ所持スルニ過キサリシナリナルカ故ニ警察吏員ニ於テ其土地及ヒ住民ノ實況ヲ詳悉スル能ハサルハ勿論ナリ。然ルニモ拘ハラス。當時。警察ニ要求スル所ハ獨リ普通犯罪ノ追蹤搜查ヲ以テスルノミナラス尙ホ殊ニ國事警察ノ事務ヲ以テ之レニ托シ。警察官吏ノ職務ハ重モニ此ニ點（保安警察及ヒ國事警察）ニ注目セラレタルモノ、如シ

官吏ノ監督ハ幾ント之ヲ實行スルコト能ハス。故ニ其監督ト稱スルモノハ通例。警察署所在地及ヒ派出所ヲ監督スルニ過キサリシナリ

警察署長ハ其管區ノ地勢人情等ヲ詳悉セサリシカ故ニ幾ント全ク自ラ直接且ツ適當ニ事務（緊要ノ事務スラモ）ヲ處理スルコト能ハサリシナリ。而シテ其偶々、自ラ處理シ若クハ命令スル所ノモノハ。多クハ下僚ヨリ提出スル報告ノ力ニ倚リ。其自己俸給モ亦タ不充分ナルヲ免レス（憾ムラクハ此點ニ就テハ今日モ尙ホ然リト言ハサルヲ得ス）殊ニ進級加俸ノ制甚タ其宜シキヲ得サリシナリ

内勤事務ノ爲メニ人ヲ要スルコト非常ニ多ク全員ノ三分一ヲ以テ之レニ充ツルモノ亦タ鮮カラス。而シテ其事務ハ課ヲ立テ掛ヲ分チ吏員ヲシテ各々其受持ノ事務ニ專任セシメタルモノ、如シ。之ヲ要スルニ當時ニ於テハ各官吏ヲシテ警務ニ關スル全般ノ事務ニ當ラシムルコトヲナサハリシナリ

或ル事件ニ就テハ非常ニ詳密ニ之ヲ記載シ或ル事件ニ關シテハ全ク之ヲ簡了セリ。件名簿及ヒ其他ノ諸帳簿ノ如キハ或ハ全ク之ヲ欠キ。若クハ其設ケアルモ頗フル不完全タルヲ免レサリシハ事實ナリ。殊ニ有用ナル戸口調査簿及ヒ犯罪人名簿ノ如キハ幾ント全ク之ヲ欠ケリ。内勤官吏ノ割合ニ多

ノ經驗若クハ認識ニ由ツテ得タルモノハ蓋シ稀レナリ。

巡查教習ノ事ハ全ク之ヲ欠キ。新任ノ巡查ハ渾テ直チニ實務ニ從事セシメタリ。未ダ其職務及ヒ責任ノアル所ヲ辨ヘスシテ事ニ當ルハ管クニ一身上ノ不幸ナルノミナラス官署及ヒ公衆ノ不利。亦タ少小ナラサルナリ。巡查ニ採用スル所ノモノハ多クハ若年者ヲ以テ之ヲ充タシ且ツ身体非常ニ矮小ノモノト雖モ別ニ之ヲ取捨スル所アラサリシナリ被服モ亦其給與。充分ナラス。且ツ各巡查ノ拜命スル毎ニ個々ニ其保存期限ヲ定ムルコトナリシカ故ニ（巡查ハ其所持スル所ノ被服ニ就テハ一領毎ニ各々其保存期限ヲ異ニス）計算上。繁擾錯雜、徒ラニ之レカ爲メニ時間ヲ浪費スルヲ免レス。巡查ハリ各々唯ダ一領ノ冬服ヲ所持スルニ過キサリシナリ

論 説

三

數ナルニモ拘ハラズ書類收受ノ制。頗フル不完全且ツ不明瞭ナルヲ免レス。記録保存ノ制モ亦々整ハス。當タニ有用ノ書類ヲ發見スルニ苦ミシノミナラス終ニ其所在ヲ知ル能ハサルモノ亦々鮮カラサリシナリ

諸君。予ハ徒ラニ暫時ノ欠漏ヲ指摘シテ貴重ノ時日ヲ消費スルコトヲ欲セス是等ノ事ハ予ノ巡回復命書ニ於テ既ニ諸君ノ秘知セラル、コトナラント信ス

往時ノ警察制度ハ實ニ不完全ナリシナリ。然レモ予ハ之ヲ以テ悉ク其當時ノ警察當局者ノ責ニ歸スルノ不可ナルヲ知ル。予ノ見ル所ニ據レハ時勢ノ必要ニ應シテ此ニ至リタルモノマダ少カラサルヘシト信ス。諸君モ熟知セラル、如ク日本ノ兵制ハ其當時ハ未ダ今日ノ如ク完全ナル能ハス。殊ニ到

ル所。非常ニ交通ノ不便ナリシカ爲メニ一朝。事アルノ日ニ當ツテ東西。相應シテ充分ニ其運動ヲ逞フスルコト能ハス。勢ヒ警察ノ力ヲ藉ツテ不慮ノ暴動等ヲ鎮壓セシメサルヲ得ス。是レ警察ノ力ヲ成ルヘク一ノ限制セラレタル場所ニ湊合シ且ツ平

日。不慮ノ變ニ應援スヘキ準備ヲ必要トセシ所以ニシテ。警察ヲシテ充分。其本然ノ職務ヲ行フ能ハサラシメシハ蓋シ之レカ爲メナリト謂ハサルヲ得ス。然ルニ今ヤ時勢一變シテ復是等ノ爲メ。少クモ

兵事ノ爲メニ警察ヲ煩ハスノ必要ナキニ至レリ。則チ兵制ハ完備シテ。其紀律ト言ヒ配置ト言ヒ。毫モ間然スル所ナク。西陸東隅。何レノ所ニ事アルモ瞬間ヲ出テスシテ。相應スルノ準備全ク整ヒ。マダ交通ノ如キモ輿車ノ便。漸ク開ケ。數日ヲ出テスシテ東奥ノ尖端ヨリ鹿兒島ニ達スルヲ得ヘク。其他

々々電信。汽船等ノ利器ハ漸ク國ノ全部ヲ貫通シテマダ餘マス所ナキニ至レリ。之ヲ要スルニ今日ノ時勢ハ當タニ昔日ノ如ク警察ノ力ヲ一部分ニ湊合スルノ必要アラサルノミナラス。其力ヲ離散シテ到ル所ニ其普及ヲ見ルニ至ランコトヲ促スニ至レリ

如何ナル方法ヲ以テ變更若クハ改良セシヤ

時勢。斯クノ如クナルカ故ニ予ハ既ニ第一回ノ巡回ニ於テ警察ノ湊合力ヲ分散スルノ必要ヲ感シ則チ當局者ニ對シ。聊カ鄙見ノアル所ヲ開陳セシユ幸ニ當局者ノ採用ヲ得タルハ予ノ深謝ニ堪ヘサル所ナリトス。此目的ヲ達スルカ爲メニ駐在所ヲ設置スルノ利害ニ就テハ既ニ警部長諸君ノ熟知セラ

ル、所ナルヘキカ故ニ予ハ復々重テ之ヲ多言スルコトヲ欲セサルナリ。要スルニ警察事務ヲ處理スルコト漸ク敏活ニ至リ。人民ハ急速ニ警察ノ保護ヲ受クルノ利便ヲ得。尙ホ又届出。願出等ヲ處理スルニ人民ヲシテ從前ノ如ク徒ラニ貴重ノ時間ト勞カトチ費ヤスコトナカラシムルヲ得ルニ至レリ

駐在所ノ制ヲ施行シタルヨリ以來。著ルシク巡回ノ度數ヲ加ヘ之カ爲メニ益々地方ノ安寧ヲ保護スルヲ得ルニ至リタルハ蓋シ爭フヘカラサルノ事實ナリトス。駐在所ノ制ハ警察官吏ヲシテ其土地及ヒ人民ノ實況ヲ詳悉セシム。故ニ其吏員ノ警務ニ從事スルヤ。事々物々凡ヘテ敏捷且ツ適當ナラザルハナク。所謂攘キニ手ノ届クカ如シ。從ツテ警察ノ人民ニ信用セラル、コト愈々厚キヲ加ヘ。駐在所ノ制ニ向ツテ復々一人ノ異議ヲ言フモノナキコトハ予ノ確信スル所ナリトス

如何ナル事務ヲ以テ之レヲ駐在所ニ委任スヘキカ

論 說

執務ノ方法即チ件名簿。監督票等ハ如何ニ之ヲ調製スヘキカ。駐在巡查ノ監督ハ如何ニ之ヲ施行スヘキヤ等ノコトニ就テハ尙ホ後チニ之ヲ陳述スル所アルヘシ

内勤官吏ノ員數ハ著ルシク之ヲ減少セリ。然レモ之レカ爲メニ敢テ事務ヲ澁滞セシムルニハ至ラサルナリ。宿タニ澁滞セシメサルノミナラス。之レカ爲メニ反ツテ事務敏捷ニ。且ツ從前ニ比スレハ一層周密ニ書類ヲ調査スルコトヲ得ルニ至レリ

内務省ハ巡查教習規則標準ヲ發シ新ニ召募スル巡查ハ其職務ニ服從セシムル前ニ於テ之ニ依リ豫メ警察ノ要領ヲ訓授シ兼テ實務ヲ練習セシムルコトナセリ。該規定。實行ノ結果ハ現ニ今日ニ於テ之ヲ見ルカ如ク。巡查ハ之レニ依ツテ形体上ニ學問上ニ。苟クモ警察官吏ニ要スルノ資格ハ凡ヘテ之

又。附屬品ヲ下付スルニ代償金ヲ以テスルノ方法ヲ取ルノ地方。少カラス。這ハ大ニ庶務及ヒ會計ヲ省略スルノ便法ナリト謂ハサルヲ得ス。尤モ予ノ此ニ便法ナリト稱スルモノハ獨リ彼ノ代償金ヲ俸給日ト同時ニ交付スルモノヲ指シタルモノニシテ其特ニ代償金交付ノ日ヲ規定シアルモノ、如キハ實用モナク且ツ之レカ爲メニ會計事務ヲ省略スルモノトハ謂フヘカラサルナリ

旅費及ヒ辨當料ノ下付ニ就テハ從前。非常ニ煩雜ノ手數ヲ用タルコトナリシカ月額給與ノ制ヲ定メラレタルヨリ以來大ニ其手數ヲ省略スルコト、ハナレリ

巡查ノ俸給ニ就テハ尙ホ多クハ舊法ヲ守レリ殊ニ俸給額ノ不充分ナルハ予ノ遺憾ニ堪ヘサル所ニシテ。進級法ノ如キモ概シテ其宜シキヲ得サルモノ

六

ヲ具備スルニ至リ爲メニ大ニ警察ノ面目ヲ更新セリ。巡查教習所ノ教官ハ。各府縣共ニ大概皆ツテ東京ニ於ケル警官練習所ニ於テ特ニ警務上ノ練習ヲ受ケタル者ヲ以テ之レニ充ツルコトナルカ故ニ學問上ニ姿勢上ニ。教習ニ依リ殊ニ顯著ノ効績ヲ彰ハスニ至レリ之ヲ要スルニ警察官ノ規制ハ一ニ嚴正ナル軍紀ニ則ルノ實ヲ見ルニ至レリ

各地方ヲ通觀スルニ巡查ノ被服モ亦大ニ其面目ヲ改メタルモノ尠カラス則チ被服ハ多クハ各巡查ノ身材ニ應シテ之ヲ仕立テ且ツ見本服及ヒ見本地ヲ備ヘ置ケリ然レモ未タ各地方ヲ通シテ盡ク此方法ヲ取ルニハ至ラサルナリ。マダ地方ニ依リテハ

共通ノ保存期限ヲ設ケ且ツ二領ノ冬服ヲ給與スルモノアリ然レモ之ヲ實行スルハ僅々二三ノ地方ニ過キサルナリ

、如シ

消防法ハ從前地方ニ於テハ殆ント其設ケアラサルト一般ノ景况ナリシカ縣廳及ヒ警察署ノ獎勵ニ依リ近時ハ大ニ其規制ノ整頓ヲ見ルニ至リ且ツ消防器械ノ如キモ著ルシク之ヲ改良スルニ至レリ之ヲ要スルニ此五ケ年間ニ於テ警察事務ノ著ルシク改良進步シタルハ何人モ疑ヒテ容レサルノ事實ナリ。然レモ改良ニ熱心ナルノ餘リ往々不適當ノ制ヲ施行スルニ至リタルモ亦タ爭フヘカラサルノ事實ナリ。即チ多クハ内勤事務。殊ニ彼ノ書類。簿冊。一覽表等ノ整理及ヒ收受シタル書類ノ調査ニ關スルコト是レナリトス

警察事務ノ改良統一時期ヲ併ハセテ其附帶ノ弊害ヲ除却スルノ目的ヲ以テ定時巡閱ノ制ヲ設ケラレシカ其結果ハ今日ノ場合ニテハ豫期ノ効果ヲ見ル

論 說

七

論 說

能ハス少クモ充分ニ豫期ノ目的ヲ達スル能ハサルモノ、如シ。巡閱ハ之レニ依リ緘微ノ事項ニ立チ入ツテ残りナク盡ク之ヲ看破スルヲ得ヌ且ツ警部長諸君ハ自ラ常ニ其管内警察事務ノ實況ヲ詳悉セサルヘカヲサル善ナルニ。今日ノ如ク僅カニ儀式上ノ巡閱ニ止マラシムルカ如キハ徒ラニ無用ノ旅費ヲ消耗シテ而カモ一ノ利益ヲ收ムル能ハサルモノト謂フヘキナリ

上來。陳述シタル所ノモノハ渾ヘテ一般ノ狀況ニ就テ觀察シタルコトナルカ故ニ其間ニ於テ多少ノ取除ケアルヘキハ固トヨリ論ヲ俟タス若シ夫レ各地方ノ現況ニ就テ一々之ヲ觀察セハ予ノ陳述スル所ト矛盾スルモノ少カラサルヘシ。往年巡回シタル地方ノ如キハ爾後。非常ノ變更ヲ來ダシタルコトナルヘシトハ予ノ堅ク信シテ疑ハサル所ナリ。

確乎不動ノ完成ヲ期シ再ヒ之ヲ改良又ハ變更ヲ要スルコトナキニ至ラシムヘシトノ意見ヲ懷クカ如キハ抑モ警察ノ本性ヲ了解セサル者ノ誤解タルヲ免レスト謂フヘキナリ。警察ハ時勢ノ變遷ニ應セサルヘカラストハ學理上。動カスヘカラストノ原則ナリ。若シ夫レ此原則ヲ實際ニ彰ハサント欲セハ警察官吏タル者。須ラク公衆ノ安寧ト共ニ各個人ノ幸福ヲ保護シ且ツ或ル程度マテハ法律ノ範圍内ニ於テ運動スル所ノ公衆ノ臣僕ト爲ツテ其事務ニ從事スルノ決心及ヒ實行ナカルヘカラストナリ。斯クノ如クニシテ始メテ警察官吏ノ職務ヲ全フシタルモノナリト謂フヘキナリ。警察官吏ハ壓制者若クハ凌虐者タルヘカラスト。宜シク良民ニ對シテノ保護者トナリ商議者トナリ。惡漢及ヒ犯罪者ニ對シテハ威猛。侵スヘカラスト畏怖者ダラサルヘ

此事ハ特ニ諸君ノ了知アラシムコトヲ希望ス今後。尙ホ如何ナル事項ニ向ツテ改良若クハ變更ヲ加ヘサルヘカラストナルカ

諸君。警察制度ハ曾ツテ確乎。動カスヘカラストノ完成ヲ見ルニ至ルノ時期アルヘカラスト。時勢ノ必要ニ應ジ。機ニ臨ンテ常ニ之ヲ變更セサルヘカラストナルコトハ固トヨリ既ニ諸君ノ熟知セラルヘコトナリト信ス。何トナレハ警察ナルモノハ人民ノ利害ニ最モ直接ノ關係ヲ有スルモノナルカ故ニ常ニ時勢ノ變遷ニ應ジ。人民ノ利益ヲ進捗スル點ニ向ツテ便宜。之ヲ施行スルノ方針ヲ取ラサルヘカラストナルヲ以テナリ。故ニ曰ク警察ハ活動体ニシテ嘗ツテ休止スルノ時機アルヘカラスト。鋭敏且ツ精良ノ警察ハ常ニ其活耳目ヲ開ラヒテ時勢ノ變遷ニ應スルノ覺悟ナルカヘカラスト。彼ノ警察ニ對シ

カヲサルナリ  
諸君。予ハ今。諸君ニ對シ。現行ノ警察制度ニ就キテ二三ノ改良法案ヲ陳述セント欲ス蓋シ時勢ノ變遷。之レカ改良ヲ促カスノ時ト場合。至レリト信スルヲ以テナリ。思フニ諸君及ヒ諸君ノ繼續者ハ既ニ此場合ニ臨ンテ適當ノ改良法ヲ施行スヘキコトハ予ノ確信スル所ナリトス  
諸君。予ハ尙ホ重テ警部及ヒ巡查ヲ内勤事務ニ使スルコトハ成ルヘク之ヲ限制センコトヲ希望セスシハアラス蓋シ警部及ヒ巡查ハ固ト外勤官吏タル性質ノモノナルカ故ニ其從事スル所モ亦常ニ外勤事務ダラサルヘカラストナルナリ。予ノ考案ニ據レハ方法。若シ其宜シキヲ得ハ著ルシク内勤事務ヲ省略シ得ルコトナリト信ス。即チ警察本然ノ事務ニ非ラサルモノニシテ現ニ警察ニ於テ管掌シツ

論 說

論 說

ハアルモノ抄カラス。斯クノ如キモノハ宜シク移ト同一ノ手續ニ據ルヘシ。修繕及ヒ物品買入ノ注シテ之ヲ他ノ官署若クハ同官署内ノ他ノ分課ニ管文ハ或ル一定ノ金額迄ハ警察署ヲシテ直接ニ之ヲ掌セシメ。マタ警察ヲ煩ハスカ如キコトナキヲ要ス。例ヘハ會計事務ノ如キモノ即チ是レナリ。鄙見ニ依レハ警察本部ニ於ケル主計課ノ事務ノ如キハニ準據セシムルコト必要ナリ。職工若クハ用違者宜シク之ヲ縣廳ノ會計課ニ移シ。警察署分署等ニ於ケル同事務ハ宜シク之ヲ市町村役場ニ移托スヘシ。而シテ斯ク他ノ機關ノ管掌ニ屬セシムレハトテ之レカ爲メニ警察ノ運動ヲ阻礙スルコトナカルヘキハ予ノ確信シテ疑ハサル所ナリトス尤モ彼ノ機密費ノ如キハ従前ノ如ク警察ニ於テ之ヲ管掌シシムヘシ

其他。臨時費(至急ヲ要スル場合ニ於ケル)及ヒ護至急ヲ要スル費用(例ヘハ護送費等ノ如キ)ハ警察署ニ於テ之ヲ其豫備金ヨリ支拂ヒ置キ。領收シタル受取證ヲ會計ニ交付シ。以テ其不足シタル豫備金ヲ補填スヘシ。尤モ此手續ハ其都度。之ヲナスヲ科目ヲ定メテ豫算ヲ立ツルコトハ今後モ亦タ従前

要セス。豫備金ノ殆ント減盡セントスル場合ニ於テ之ヲ爲スヘシ豫備金ノ會計ニ就テハ特ニ繁雜ノ手數ヲ用フルヲ要セス。金庫ニ於テ常ニ豫備金ニ充用スヘキ相當ノ金額ヲ準備シアレハ則チ可ナリ

豫算科目ノ定額ヲ超加セサラシムルカ爲メニ署長ハ略表ヲ製シ以テ其中ニ品名。豫算額。價格。現在

備品臺帳

第一號 札

月 日	增 品		減 品		現在	備 考
	買入	下渡	破損	讓與賣却		
二十年十二月廿日	三				三	綠色机掛添フ
二十二年十月五日					二	
二十二年十一月四日					三	警察本部ヨリ送付
二十三年一月四日					二	矢上分署へ送付

第一項二十目 (品 備)

年 月 日	物品若クハ修繕	價 格	殘 額	備 考
千八百九十年	豫算額			
千八百九十年一月十四日	机一脚	四	一四	机一脚毀損ニ付買替
二月二十日	机六脚修繕	五〇	一一	
			五〇	

論 說

論 說

十二

予ノ通觀スル所ニ據レハ備品簿ノ制ハ地方ニ由リ頗フル區々ニシテ而カモ概覽ノ便チ欠クモノ少カラス。是レ大ニ然ルヘカラサルコトナリト信ス。希ハクハ全國ヲ通シテ一様ニ且ツ簡略ノ書式ヲ用フルニ至ラシメノコトヲ

録ノ中ニアルモノニシテ尙ホ此繁雜ノ手數ニ由ラシムルハ頗フル不權衡ノ嫌ヒナキニ非ラスマヤ 議論。少シク枝葉ニ涉レリ。是レヨリ更テ本論ニ就テ論述スヘシ

諸君。若シ此ニ警察署長ヲシテ修繕ハ之ヲ專行セシムルヲ得ヘキモ物品買入ハ之ヲ專行セシムヘカラスト言フモノアラハ諸君ハ果シテ如何ノ感ヲナス則チ例ヘハ修繕ハ五圓ノ金額ニ至ル迄ハ署長ノ權内ニ於テ之ヲ專行スルヲ得ヘキモ物品ノ買入ハ十錢ノ小額ト雖モ盡ク認可ヲ經タル上ニ非ラサレハ之ヲ行フ能ハスト云フカ如キモノアリトスレハ予ハ實ニ奇怪ノ感ニ堪ヘサルナリ。尤モ其物品ハ備品目錄ノ外ニアルモノナレハ如何ニ小額ト雖モ特ニ認可ヲ要スヘキコト勿論ナリ。然ルニ備品目

官吏ハ服務法。宜シキヲ得レハ著ルシク其員數ヲ節減スルヲ得ヘシ。例ヘハ或ル警察分署ニ於テハ六名ノ巡查ヲ置キ。其中三名ハ常ニ或ル特別ノ事務ニ從事セシム。而シテ其分署ニ於テ取扱フ所ノ件數ニ就テ之ヲ見レハ一名ノ巡查ヲ要スレハ則チ充分ナルモノ、如シ。書記。看守及ヒ護送ノ事務ハ何故ニ之ヲ聯結セシムル能ハサルカ。若シ夫レ一分署ニ於テ二名ノ受持巡查ヲ置キ一ハ常ニ署内ニ在動シテ至急ヲ要スル事務(例ヘハ遞傳護送ノ如キ)アレハ直チニ之レニ從事セシムルトキハ之レカ爲メ毫モ支障ナク諸般ノ事務ヲ處理セシムルヲ

得ヘシ

ヲ要ス尤モ予ハ既ニ多クノ地方ニ於テ整然タル軍

諸君。予ハ尙ホ他ニ警察官吏ヲ節減スルヲ得ヘキ餘地アルヲ信ス。諸君。試ミニ其本署ニ於テ使用セラル、官吏ノ多少如何ヲ省察セヨ。警部ナリ巡查ナリ。冗員ト認ムヘキモノ決シテ小數ニ非ラサルヲ信ス。諸君。若シ徒ラニ事務ノ擴張ヲ以テ事ト爲サス。必要的ノ力ヲ程度トシテ事務ノ取捨分配。其宜シキヲ得。殊ニ彼ノ必要ナキ煩繁ノ報告又ハ實用ナキ統計其他書類ノ調査ニ關スル複雑ノ手數等ヲ省略セハ著ルシク官吏ノ員數ヲ節減シ得ヘキコトハ予ノ確信シテ疑ハサル所ナリトス

任命ニ就テ

紀ノ秩序ニ據テ養成シツ、アルモノヲ目撃セリ。軍紀的ノ組織ハ能ク官吏ヲシテ事務ニ誠實。謹嚴且ツ勉勵ナラシメ。其報告。復命ノ如キモ苟クモ虛飾。以テ一時ヲ纏纏スルカ如キコトナク殊ニ其特能トモ稱スヘキ命令服從ノ義務ヲ習熟シアルカ故ニ彼ノ下僚ノ身ヲ以テ徒ラニ倨傲ヲ構ヘ。動モスレハ上官ノ命スル所ニ反抗シ。爲メニ事務ノ滯滯チ來シ警察ノ威嚴ヲ毀フルカ如キコト(這ハ今日ニ於テモ往々實際ニ目撃スル所ナリ)絶ヘテ之レナキハ予ノ確保スル所ナリ。之ヲ要スルニ事務ノ簡整且ツ敏活ナルコトハ軍紀的ノ組織ヲ俟テ始メテ之ヲ見ルヲ得ヘシ。諸君。豈ニ之ヲ信セサルノ理アラソヤ

予ハ尙ホ此ニ諸君ノ注意ヲ請ハント欲スルモノアリ。則チ巡查ハ成ルヘク兵役ニ服シタル者ヨリ之ヲ採用シ且ツ其養成法ハ一ニ軍紀ニ則ルヘキコト

巡查ノ養成法ニ就テハ曾ツテ復命書中ニ於テ屢々

論 說

十三

論 說

之ヲ開陳シタルカ如ク毎朝調授ノ方法ヲシテ一層  
 日常ノ實務ニ適合セシムルコト殊ニ必要ナリト信  
 ス。希ハクハ此貴重ノ訓練法ヲ以テ儀式的ノ常務  
 ト同一視スルカ如キコトナカラシメヨ

被服ニ就テ

被服調製ノ方法ハ地方ニ由リ各々其制ヲ異ニシ區  
 々一様ナル能ハス。這ハ予ノ既ニ前陳セシ所ニシ  
 テ予ハ復々書ニ於テ屢々之レカ改良案ヲ開陳セリ  
 重複ヲ顧ミス尙ホ。此ニ其要點ヲ略説スヘシ

第一。被服ハ見本地及ヒ見本服ニ依リ受負ノ方

法ヲ以テ之ヲ調製スヘシ

第二。保存期限ヲ一様ナラシムヘシ

第三。二領ノ被服ヲ給與スヘシ

第四。冬服ハ温厚ノ服地ヲ採用スヘシ

第五。被服ハ各自ノ身材ニ應シテ之ヲ調製スヘシ

第六。若シ出來ヘクハ附屬品ハ代償金ヲ以テシ  
 且ツ月割ノ方法ニ由リ俸給日ニ之ヲ下付  
 スヘキコト

前述セシ方案ノ中ニハ幸ニシテ既ニ諸君ノ採用セ  
 ラル、所トナリタルモノアルハ予ノ知ル所ナリ然  
 レモ其未タ採用セラレサルモノニ就テハ更ラニ諸  
 君ノ省察ヲ請ハサルヘカラサルナリ。諸君。凡ヘテ  
 ノ諸君。希ハクハ其慧眼ヲ開テ巡查ノ被服ヲ看ヨ。  
 其外形体裁ノ如何ヲ觀察セヨ整美ナルカ。格好ナ  
 ルカ。將タ適法ノ被服タルニ背クナキカ。予ハ諸君  
 ノ公平ナル判断ヲ開カント欲スルナリ

(以下嗣出)

濟貧警察論 (承前)

八木秀太郎

予ハ嚮者本論ヲ起艸シテ既ニ二回ニ及ヘリ然ルニ  
 此事ハ現今最緊切ナル一大社會問題ニ屬スレハ予

輩黃口者流ノ輕々之ヲ論議スヘキモノナラスト思

惟シ轉々汗顔ノ念ニ禁ヘサレハ一タヒハ筆ヲ投シ

テ絶稿ト心ヲ決シタリシナリ其後再思スルニ設シ

ヤ予輩ノ拙文一人トシテ之ヲ見ント欲スル者ナカ

ルヘシトハ云ヘ中途ニシテ立消トスルハ誠ニ遺憾

ナレハ茲ニ復々勇ヲ鼓シテ少シク述フル所アラン

トスルナリ但本誌ノ紙面ハ逐々倍々金玉ノ佳什漲

溢シテ予輩ノ瓦礫ヲ容ルヘキ餘地ヲ存セサレハ最

簡單ニ卑見ヲ畧説セントス尙時宜ニ由レハ今後研

究ヲ重子稿ヲ更メテ本論ヲ敷スルヲアルヘシ  
 前稿ニ於テハ獨逸ノ例ヲ鑒示セリ今ヤ一轉シテ我

國ニ適應スル濟貧策ヲ講セント欲スルモ事体廣大  
 ニシテ容易ニ筆ヲ下スヘカラス故ニ今ハ大体如何  
 ナル主義ニ據テ濟貧ノ問題ニ應スヘキヤヲ確定ス  
 ルトノ必要ヲ鳴ラヌニ止メントス

抑々濟貧ノ事ハ國家ノ經濟及社會ノ風教ニ關係ス

ルト至大ナレハ之ニ對スル大休ノ政畧ヲ一定セン

ト肝要ナルヘシ而シテ之ヲ定ムル爲メニ選フ所ハ

凡ソ貧民ハ救濟スヘキモノナルヤ否果シテ之ヲ救

濟スヘキモノトスレハ國家及公共ノ團體ニ於テ負

擔スヘキヤ將タ民間ノ慈善者ニ一伍スヘキヤ或ハ

兩者ニ於テ分任スヘキヤニアルヘシ予ハ成ルヘ

ク民間ノ救濟ニ委子其力足ラサルニ至レハ市町村

ニ於テ補助シ其力モ足ラサルニ至レハ最後ニ國家

ノ補助ヲ要スルトト定ムルヲ最當然トスト思考ス  
 是レ大体論ナリ現今ニ於テモ既ニ備荒其他ノ法規

論 說

アリテ災害ニ應スヘキ準備稍々整ヘリ然レトモ未  
 タ以テ充分ナリト謂フヘカヲサルコト明ナリ予ハ細  
 目ノ議論ヲ他日ニ譲リ首トシテ大体論ノ何レニ歸  
 向スルヤチ知ラント欲スルコト切ナリ他日再論ノ機  
 會アラハ獨逸國等ノ實例ヲ今一段汎ク且密ニ參照  
 シテ以テ愚論ヲ立ツルコトアラントス (完)

雜報

○神社と神道との區別 神社とは上は 宗廟たる  
 神宮及御歴代の 天皇皇子を首め奉り其他國家に  
 殊動ある名臣等を 朝廷より御祀りあるを謂ひ神  
 道とは上世神代の教義に基きて一派の宗教を爲す  
 を謂ふかり故に其間に大なる區別ありて決して彼  
 此混同すヘキものあらざるヘシ然るに世には往々  
 其區別を辨知せざるものあるか如し萬一佛教或は  
 耶蘇教の信者にして神道を崇信せざればとて神社  
 に對し不敬の舉動ありては 朝廷に對し奉り相濟  
 まさる次第かり聊か記して知らざる人に注意を爲

すと爾り  
 ○荷車の載量 には宜く制限を設くヘシ載量過重  
 あれば第一動物を殘害し第二街路を毀損すると少  
 あからざるヘシ

○車輪幅を制限すると能はざるや 我國の都會に  
 は未だ甃石等の設けある街路少きければ尙更其破  
 損せざる様注意すると切要あるヘシ然るに目下最  
 も多き交通具は人力車及小形の荷車にして車輪の  
 幅最も狹き者あり故に街路を破損するとも愈々著  
 しきか如し由て幾分か車輪幅を太からしむるとに  
 は相成間敷や左すれば車輪の地中に喰ひ込むと少  
 く又重量を地盤に傳達するの面積増大すれば街路  
 の破損を減すると灼然たるヘシ歐洲各國に於ても  
 大槩此制限を置き輪幅幾寸あれば載量幾十貫と云  
 ふか如くに規定せざるあり何卒實際を調査ありて我  
 國の宜きに適する相當の處置あらんとを望むあり  
 ○乗合馬車及自轉車 は歩道と車馬道との區別を  
 き街路へ進入せしめざるにと定められたし何分に  
 も危険の思に堪ヘざるあり尤街路の區劃を急速に  
 實施せらるれば尙更結構の事あるヘシ

○車の避讓法を一定しては如何 兩車相逢ふ時は  
 左に避け軍隊に對しては右に避くヘシと二途に規  
 定ありては例之は街角を右に在て往々混雜を生し  
 危険の虞なきにあらざる舊慣とは言ヘ暫時を經れば  
 強ち改めかたきにもあらざるヘければ斷然左の避  
 讓法を全廢して一切路上に於ては右に避くヘキと  
 と規定ありて如何

○馬車鐵道軌條間 の修繕及掃除は今少し嚴重に  
 督促して如何

○御斷り 前號に警視廳判任の受付を廢すと題し  
 て載せたる事實を盡くさるゝ一報は草卒の際未完  
 成の草稿を不圖其儘印刷に付したる次第にて誠に  
 恐縮せり今日とあり最早新聞紙に詳細にして賞讀  
 の聲噴々たる上は再記の用もこれあかるヘければ  
 敢て贅言を加ヘず謹て謝す

○水道條例 彌々水道條例を發布せられたり詎て  
 按するに市町村其公費を以てするに非されは之を  
 布設することを得ずとの規定は實に尊むヘク賀す  
 へきの至ありと謂ふヘシ外國にては之を私立營利  
 の事業として起工せしめ後年大に其弊に堪ヘず遂

に已むを得ず一時に莫大の金額を擲て買收せるの  
 例あり營利の組織あれば久き間には勢ひ自ら收益  
 を主眼として當初の公衆を利せんとする目的より  
 段々遠ざかり行くと決して怪むに足らざるヘシ要  
 するに此法律は我國衛生經濟及警察(就中消防)上  
 絶大なる恩澤を後世に將來せんと昭々あり我輩は  
 此上先づ各都會の地に於て續々斯必要ある營造を  
 起されんとと確信す其費用は勿論公債に仰くと適  
 當あらんか

我輩は今望蜀の希圖なきと能はず一には水道の存  
 する地に在ては井水の純良あるを證明するにあら  
 されは各戸必ず公設の水道に接続するを要すと規  
 定せられんとにして二には水道と共に下水渠をも  
 併せ造るヘキ途を開かれんと是れあり上下水は輔  
 車の關係あり上水成るも下水と協力するにあらざ  
 れば衛生上の效果決して完からざるヘシ其實證は  
 歐洲にあり敢て我輩の言を須たさるあり

○街路の遊嬉 電線網の存する街路に於て紙鳶を  
 飛揚するは不可あるヘシ電線を損じ又時としては  
 眞に危険を生ずるとをきにもあらざるヘシ其他車

馬の往來頻繁ある街路にて獨樂及羽子を弄するも危険の虞あり此等は嚴に制止して可からんか  
 ○雜沓地騎馬の取締 過日借行社へ 御臨幸の節門外の群集夥しく殆ど御通路をき迄に填咽せり其時乘馬の憲兵一騎ありて他の憲兵巡查と共に群集の前進を制し居たりしか何分單騎のとあれば此處を退ければ彼所進み却て時々人波を打て動搖ゆき立ち婦幼の如きは随分危険あるに思はれたり自今此等の折にはせめて五六騎を出して宛かも馬を以て垣を築きたるか如くに駢列し充分の取締あらんとこそ希はしけれこれに就ても乘馬巡查の利益を想起するあり果して如何あるものにや

○貧民の住所 東京に於ては貧民の住所大概各區に散布しあれば其近傍の富有者に取りては随分迷惑なるへけれども大体の上より見る時は實に結構のとと謂ふへし流行病猖獗の折あつたには先づ貧民の住所たる陋巷を侵襲すると通例あれば其處より四邊近接の諸街に蔓延するを順路とするあり故に近傍の富有者は自己の利害に關するをあらはむを得ずも豫防費を捐て、貧民の住所に改良を加へ

○地方公立病院 近來段々廢止の傾向を生せり是れ最早地方には相當の開業醫増殖せるに由り今更必要ありと言ふに基くへければ我國文明の爲めに實すへき至りかり然れとも我輩の傳へ聞く所に由れば文明の進歩と正比例を爲して人民貧富の懸隔も愈々増長すと云へば如今の貧民救済の方法を講せんを從て緊急とあるへし由て今幸ひに公立病院の在るあれば順に之を廢止するとなく救貧事業の第一着手として慈善病院に改造して如何今日迄とても救民の事業に多端ありしに相違なしと雖も未だ貧病院救貧院育兒院産院等の設けの偏ぬからざるあり敢て世の慈善者に勸告すると爾り  
 ○賣卜占考の類の人心を愚惑し良民を荼毒するの略なきか 吉凶禍福を占ひて未來の事を豫言するの業は古今東西を問はず必ずこれあり西洋にても古來星占、掌占、點占等の占考流行し近來卓動、魂話あつたの術米國に起り信者の數も随分少からずと聞けり然れども此等の術は大抵無稽の妄誕にして要の愚民の囊中に取りて口腹を肥さんとするにあらへし然れども我國の易占及耶蘇教の「インスピ

しむるとあるへし又物價暴騰及火災の際あつても近傍にありて始終實地の慘状を目撃すれば幾分か慈悲心の誘發を助くへし之に反して貧民の住所遠く富有者と其境を隔つる時は直接ある利害の關係もなく自然に疏遠となり果て、富民の頭中には曾て貧苦辛酸の想像たも往來せざるに至り隨て貧民を救済せんとするか如き念慮を發するの機會あからん然らば貧民救済及惡疫豫防の費用等は之を富者の慈善心に訴ふると能はざるに至り専ら市或は國家の負擔に歸せざるへからざるか如き始末とあらん是れ決して我輩の望む所にあらざるあり又は貧民多數に群居すれば自然に一種固有なる陋民根性を發生し遂には救治すへからざる遺傳性の頑固症とあり國家社會の爲めに有害無益の厄介物を作り出すへし倫敦伯林等の貧民區に如何ある大政治家大經濟家も眉を盛めて困頓するにあらずや我國大阪の名護町も稍々此有様ありと云へり故に東京貧民の住所の從來散點することを至幸あれ今後とても決して集合の方針を取るへからずと或る人は辨せり

ラチオン」等總て學理及教法に關するもの、茲に論ずる限にあらず獨逸國に於て其店頭と路上とを問はず苟くも營業的に賣卜するを許るさす若し之を行ひ又の廣告する時之を罰すへき所爲とせり故に此營業の届出に却下すへく其行商鑑札の付與すへからざる旨の規定あり我國に在て之を禁止すへき必要なきや實際左迄の弊害あらざる  
 ○秘術の傳授 と稱へ一定の報酬金を領して化學上等の法術を嚮く者往々あり中に殆んど醫術の範圍に侵入するものなきやと疑はしむるとあるか如し萬一疑似の形跡あり欺騙の事實あらんに風教に害あると勿論あるへし我輩の實際を知らず故に讀者に質す  
 ○禮式の自然を枉くるとあるへし 禮式に關しての前號にも記する所ありしか少しく心付きたるとあるを以て再び茲に一言すへし禮式を行ふに強て力を勞するに及ばず只管自然を失はざる様にこそあらまほしけれ元來禮式との中心より敬禮の意か湧き出て、天然自然に外に現れる、次第あれは毫末も捏造的の分子を混交すへからず純粹潔白

の自然的のものあるへし故に最敬禮を行ふに際しても別に脚を張り肩を尖らすとを要せず身体を正面に向けて直立し兩腕を自然の儘垂下すれり宜しきあり又敬禮を施す時にも唯右手を自然に従ひて擡げ上げ帽の下端に當つるととすへし禮式に規定する所も全く此趣意に出つるもの、如し善く味ふへきとあり因に記す佛國の敬禮法は稍々自然に違ふやの嫌あり陸軍の敬禮ハ「上略姿勢を正し右手を擧げ諸手を接して食指と中指を帽の前庇の右側に當て掌を稍外面に向け肘を肩に齊くし受禮者又ハ敬すへきものに注目す」と規定せり右腕の肘を肩に齊くせんと思はずれハ勢ひ已むとを得ず身体の上部の多少左方へ傾くへし是れ姿勢を正ふするの精神に悖らざらんや自然を全ふすと謂ふへけんや我ハ警察官の敬禮ハ獨式を襲用せりと聞ハ孰れハ是孰れハ非予輩ハ聞せざるあり

○ヘーン氏 前號に噂せしか如く彌々過日關西地方へ向け旅行せられたり同行ハ例の通大井内務屬ありと云ふ

○英佛巡査靴の差違 聞く所に依れハ英吉利の巡

査四警察署を以て全市を管轄するハ無理ありとの感覺を生し今度一警察署區域を數區に別ち一區一分署を置き警察署は分署の監督を行ひ兼て事務の總理を爲すものとし各分署をして實際の事務に當らしむるとに改正せられんとの議ありて現にその計畫中の由先般清浦警保局長の俄かに大坂へ出張せられたるも重もに其實際の利害を視察せらるゝ爲めと聞けり若し果して之を實施せらるゝに於てハ大坂市人民の便利幾干あるを知らず内務省雇普國警察大尉ヘーン氏ハ常に日本の警察區域の廣漠に過き連も周到ある警察を行ふと難かるへしと言ひ居る由されハ大坂市區域改正の計畫に頗る同意あるよしにて本月初旬大坂に至り高時警部長に意見を吐露したりと云へり是れに就ても東京市の警察區域ハ狭しと云ふへからず随分人民の不便尠からざる所あり宜しく大坂の計畫に倣ひ相當の改正あらんとを希望す

○警察官制服 同服制改正の事ハ數年來屢々新聞紙等に顯れ昨年の春季に於てハ既に發布せらるゝやの風説さへありしかその事遂に止み纔に舊服

査ハ其靴の裏に樹膠を附け巡行の際音の爲さるるを旨とし惡果の未遂犯者を捕縛せんとを務むれども佛蘭私の巡查ハ之に反し靴裡に鳴皮を仕込み可成的其巡行し來りたるを今將に罪を犯さんとする者に知らしめ其場を遁逃して爾後自から反省し犯罪を思ひ止まらしむる様心掛くる由此一點より見るときハ英國ハ司法警察に重を置き佛國ハ行政警察に重を置くもの、如し實際かゝるとの有るにや

○大坂市内警察區域改正の計畫 大坂市の戸數九萬千九百五十余人人口三十六萬千二百余人にして之を四區に別ち一區一警察署を置く即ち東警察署西警察署南警察署北警察署是あり然るに各署共其事の煩繁ある全國多く其比を見ざる所にして殊に南警察署を以て第一とす該署ハ内部の事務に於けるも人民の願届一日凡そ百二十件ハ止宿届を除くにして之を處理するに中々一人の署長能く之に當るへからず其外部の事務從て多く殆んど目の廻る程の繁劇を極め官民ともに困難を感ずるの勢ありその他の三警察署も又同様の有様にして到

劍制の發布ありしに止まり服制のとは立消とかりしか此頃聞く所に由れば某地方の上申に依り其筋に於ては目下調査中ありと云はれ警部長諸氏ハ大概現在の服制並帽制共一大改正を施し其製式を變更し實際の便利を計り且外觀勇壯にして其裝飾も亦美麗にあすへしとの意見を抱かるゝもの多きよし勿論現行の服制ハ如何にも見スポラシクして勇壯活潑なる職務に適せずその帽の如きは頭に適合せずして馬上若くは大風のときハ墜落の憂あり今度改正せらるゝに於てハ多分陸軍の帽に倣せらるゝあらんと云へり

○警察官劍制 過般發布せられたる警察官並消防官の劍制ハ陸軍御用製劍師某氏が調製したる見本に從ひ其筋に於て決定せられたるもの、よしあるか過般警部長會同に付ては隨分多數の調製を要せらるゝ向ありて一時に多數の注文を爲したるものありと云ふ然るに現に該製式に從ひ製造したるものにして實際は之れに違ひ柄の拵方等劍制の旨趣に適合せざるものありとて其筋の官吏より摘指せられたるものありと云ふ今聞く所によれば製式に

柄は藍酸とあるの酸固有の名にあらすして酸を漆にて塗り之を研き出したるものを用ゆる筈あるに大槪黒く塗りたるのみにて研き出さる儘製造せり故に柄の唯黒粒塗の如くにして酸やら何やら更に分らず甚不体裁あり製式の旨趣に従ひ研出したるもの黒白参差として藍色を帯ふ是れ藍酸の名の因て起る所以かりとその他二三の不都合あるを覆見せられたるを以て追て何とか一定の方法を示さるゝやに噂せり

○福岡縣殉難警察官氏名録 福岡縣に於ては迄公務の爲めに命を致せる警察官の氏名と事跡の梗概とを録して巡查教習所の講堂に掲げられたりと今其稿を或る方より投寄せられたれば先づ序文のみを茲に載せて讀者の劉覽に供すと云ふ

殉難警察官氏名録序

均是一死也、有<sup>レ</sup>時則重<sup>ニ</sup>於泰山、均是一生也、有<sup>レ</sup>時則輕<sup>ニ</sup>於鴻毛、吾人若不<sup>レ</sup>通<sup>ニ</sup>此輕重之理、則長壽保<sup>ニ</sup>百歲、徒是醉生焉耳、夢死焉耳、何足<sup>レ</sup>喜矣哉、若通<sup>レ</sup>之則、雖<sup>ニ</sup>短命夭折、真死真生、實不<sup>レ</sup>耻<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>大丈夫、所<sup>レ</sup>謂朝聞道夕死可矣者是也、古來學

人の學業に係る事のみを規定し十六歳未滿の囚人に就ての明記を如此同じ學科を教授する者に就て彼是其扱を異にするか如きい如何ある事由ありて然る乎疑惑をき能はず因て之を其筋の人に質すに別に意味ありて除かれたるにあらす假令<sup>レ</sup>明記をきも事理上懲治人と同一に爲すへきものたるの言を俟たず其明記を口實として之を度外に置き懲治人の扱と殊別するは規則の精神にあらすと左もあるへき事あり思ふに誤脱せしものあらん上陳の如き精神をれば十六歳未滿の囚人に係る學業の成績に就ても懲治人と同様注意を要するは勿論あるへきなり記して以て教誨師諸君の参考に供す

○撲範監獄と監獄官練習所 前號に於て傳聞の儘を記載せしか尙ほ聞く所に依れり東京集治監を以て撲範監獄と爲し獄務練習所も亦同監の構内に設け監獄官練習所と名稱し愈來る四月一日より開所せらるゝ、由右に付第一回各廳府縣の典獄副典獄(典獄を置ざる)集治監假留監の副典獄又り首席の書記看守長の内一人北海道廳空知監獄署樺戸監獄署釧路監獄署の首席書記又り看守長を召集せらる

者生死之説、講來講去、舌爛筆秃、雖<sup>レ</sup>然剛勇奮振、能蹈<sup>ニ</sup>其道、致<sup>ニ</sup>其身、者、寥寥乎如<sup>ニ</sup>晨星、焉、我福岡警察官、明治九年以來、或鎮<sup>ニ</sup>撫暴徒、或與<sup>ニ</sup>兇賊、格闘、或當<sup>ニ</sup>劇病猖獗、不<sup>レ</sup>忍<sup>ニ</sup>傳毒、義勇精誠、斃<sup>ニ</sup>其職、者、凡十有一人也、此諸子皆臨<sup>ニ</sup>生死之境、無<sup>ニ</sup>趨避之心、以<sup>ニ</sup>道義、一生、以<sup>ニ</sup>道義、一死、蓋知<sup>ニ</sup>輕重、而躬行<sup>レ</sup>之者也、嗚呼向其壯矣哉、嗚呼何其偉矣哉、今爰揭<sup>ニ</sup>其氏名于此教堂、聊表<sup>ニ</sup>彰其忠肝義膽、且切望<sup>ニ</sup>後進者之不<sup>ニ</sup>一步讓<sup>ニ</sup>前輩、云、

○看守及監獄備人分掌例第三十二條の精神 看守及監獄備人の分掌例を通讀するに其第二章教誨師の職務第三十二條に曰く懲治人の就學年月卒業の科目學業の優劣等を簿冊に記載し典獄の檢閲に供すへしと而して其第二十八條に典獄の指揮を受け専ら已決囚及懲治人の教誨に従事し又懲治人及十六歳未滿の已決囚に讀書算術習字等の學科を教授すへきものとすとあり由此觀之十六歳未滿の囚人に懲治人と同じく學科を教授するの亦教誨師の任あるや明かあり然るに第三十二條に獨り懲治

、答にて來る三月廿五日迄には出京方を達せられたりと右第一回の在所期限の二ヶ月にして第二回より六ヶ月とあり其受業生にの書記看守長を以て充て實務と學理とを練習せしめらるゝ由如此にして練習を了へたる諸氏各其任地に歸られ實務に就て改良を行はるゝ、時り昔日の面目を一變し一大改良を見るに至るへし故に練習所の設置に本邦獄制史上特筆して永く紀念すへき一大美舉ありと云ふへし

○萬國監獄博覽會委員 本年六月露國の首府聖彼得斯堡に於て萬國監獄會議を開設するに付本邦より之に參同すること、あり露國駐劄西特命全權公使を以て其委員に命せられたるの已に官報紙上に知得せし事實あるも此監獄會議の目的を擴張する爲め同時に萬國博覽會を開設し廣く各國監獄の實況並に在監人の製造品等を集收點列し以て會員諸氏の參考に供せらるゝ、筈に付本邦よりも之に出品せらるゝ、を以て其委員にも亦た西公使を任命せらるゝ、あらんと云ふ如此萬國監獄會議に參同し又監獄博覽會に出品せらるゝ、の今回か囁矢ありと

○萬國博覽會への出品 前項に掲げたる萬國博覽會へ本邦より出品せらるゝは四十有餘品にして多くは四人の製品に係り随分精妙のものある由該物品の目下續々各府縣より内務省へ回送中なるを以て之を取纏め來月初旬に露國へ向け送致せらるゝ趣其出品せらるゝ廳名ハ警視廳、京都、大阪の二府兵庫、長崎、千葉、群馬、福島、山形、富山、島根、岡山、山口、大分、佐賀、鹿兒島の十三縣及宮城集治監の十五廳ありと

○放免囚保護會社 沖繩縣に於てハ在監中行狀良正にして出獄后頼るべき所なき囚人を引取自營の道を得せしむる爲め有志の慈善者發起となり那覇に保護會社を設立せり

○小監獄の廢止 昨廿二年中に廢止せられたる監獄十ヶ所ありたる由岩手縣の宮古福岡兩監獄富山縣の魚津高岡兩監獄鳥取縣の倉吉監獄島根縣の大石監獄熊本縣の宮地山鹿の兩監獄福岡縣の下境三池の兩監獄即ち是れあり右ハ其在監人僅少にして之を特置するの必要なきに因るとの事あり

○ゼーパツハ氏 氏ハ埼玉縣馬縣及栃木縣の監

獄巡視を命せられ小河内務屬と共に去る廿日出發巡視の途に上られたり此巡視ハ専ら監獄官の練習用に供する實況の調査にありと聞く

○典獄の任命 廣島縣典獄丸山幸之助長崎縣典獄池上四郎の兩氏ハ警視廳典獄に轉任せられ丸山氏ハ監獄石川島分署長に池上氏ハ監獄市ヶ谷分署長に登任せられたり又幡本廣治氏ハ池上氏の後を襲ひ長崎縣副典獄にあられたる由

○牛肉と馬肉を鑑別する法 近頃市中に販賣する牛肉中にハ竊かに馬肉を混合する姦商あるを以て警視廳にてハ其取締をなす爲め警察醫藥學士細井修吾氏に命じて其鑑別法を調査せしめられたるに同氏ハ種々の試験を行ひ左記の成績を得られたりと云ふ

牛肉と馬肉とハ其成分固とより異なりと雖も外狀ハ能く相似たるを以て精密なる化學的の定量分析法を施さず唯に簡易の方法のみによりて之を鑑別すると甚だ難く況して兩肉の混合したる者によりてハ一層の困難あるものあり然れども是れまで佛國の巴里府にある屠獸場の視察官の用ひたる檢

査法並に英國の「ドクトル、ジェームス、ベル」氏の用ひたる脂肪檢査法の特別なる要點を蒐めて比較すれば左の如し

馬肉

- (一) 色 暗赤
- (二) 臭 水を加へて煮れハ一種名狀す可らざる馬尿の如き臭氣あり
- (三) 肉纖維 肉纖維の横斷面ハ菱形にして牛肉に比すれハ堅硬あり
- (四) 脂肪層 牛肉に比すれハ少き
- (五) 脂肪の色 淡黄色あり
- (六) 結組織 牛肉に比すれハ少き
- (七) 脂肪熔融點 ヘル氏の說に由れハ攝氏の二十一度乃至二十三度の

牛肉

- 鮮紅
- 水を加へて煮れハ固有の臭氣あるも馬肉の臭氣と異なり
- 肉纖維の横斷面ハ長方形にして馬肉に比すれハ柔軟あり
- 馬肉に比すれハ多し
- 殆んど白色あり
- 馬肉に比すれハ多し

温に於て清澄の油に熔融す

(八) 馬肉を搗き碎き之に硫酸を加へて温むれば一種の臭氣を放つも馬尿の如き異臭を放つ

右ハ掲げたる鑑別法ハ實地よつきて檢するハ第二項第五項第七項及び第八項の四法よ於てハ稍や著しき反應あり其中脂肪の熔融點の差よ由りて鑑別するを確實ありとす即ち本官カ(細井君のと)實驗ハ據れハ純粹なる牛肉の脂肪ハ攝氏の四十五度の温よ達て熔融し四十度の温よ冷却すれハ再び凝固するも馬の脂肪ハ全く之れと異とあり攝氏の二十一度乃至二十三度の温よ達て熔融し十八度乃至二十度よ降れハ再び凝結す又牛馬の脂肪相混合しハる者よありてハ熔融の温度ハ牛脂も又馬脂も一致せずして中間の温度よて熔融す故ハ牛肉中よ馬肉の混しあるや否やを知るハ固とより外狀及ハ其他の方法よ由るへしと雖も脂肪の檢査を以て第一緊要のととす而して此檢査を行ふハ先づ其脂肪を分ち取りて温を加ふるハ未だ四十五度

よ至らずして既と熔融し且つ之を冷して四十度以下の温度に至り始めて凝結するとき純粹の牛肉脂肪とあらざる者と知るべし

又試験すべき肉を細かき切りて之を澤山の水を加へて煮るとき牛の脂肪と馬の脂肪とを分離して球状をなす頃馬の脂肪の既と凝結したる油のまじりたるを徐々冷せし牛の脂肪の既と凝結したる油のまじりたるを今更之を凝結せしめんよ此上尙ほ數分時間放冷せざるべからず故に此法の鑑別容易にして何人たりとも行ふを得べく又牛肉中と混じたる馬肉甚た少くして僅かに粟粒程の脂肪球二三個を分離する程なるも能く注意すれば識別するを得べしと云

○撰舉會場取締に關する一策 近來各地とも政黨の競争甚しく或る一二縣の如きハ之れか爲に殺傷の慘状を見るに至り政狂熱も茲に至て亦極れりといふへし思ふに若し今日の勢にて推進むときハ本年の國會議員撰舉にハ如何なる狀況を呈すへきか彼政在人ハ元より一身を犠牲にして其尊信者の爲

熱沸騰の地方ハ却て冷淡陰微の間にある地方より取締上大に容易なる事情あればなり而して警察の注意ハ常に豫防の一點に盡力し或ハ前以て其重立たるものを召喚して萬一の輕舉を誡メ或ハ其萌心ある地方の巡回を密にし若し剛かにても其疑ひありと認むるとき成るべく其事の未だ發露せざる前に於て之を訓誡し以て犯罪人を出さざるに注意し又若し事の發表したる上に於てハ極て迅速機敏を以て一步も假借するところなく之を處分して警察の威信をして恩威二途の間に行はれしめ亦能く之をして兩黨の心理に徹底路肝せしむるを得ハ庶く其目的を達するに幾からん乎既に豫防注意にして前上の如く綿密周到なるを得ハ撰舉會場取締の如きハ蓋し甚た易々たるのみ然れども外國に於ても其例あるか如く撰舉會開設に先ち撰舉會場ハ勿論街衢等の如き撰舉人の目に觸れ易き場所へ撰舉に關する罰例を最も平易に記載したる建札をす等のとも必要あるべし又若し撰舉會場に臨監するの必要あるときは警官先づ一場の演説をなして其注意を喚起することも亦一策あるべし

めに働かんとし又た其尊信者も之を器械として増々指嚇煽動を逞ふせんとするハ必然の勢あるか故に先づ殺傷放火の悲惨を見ることハ往々有勝のと覺悟せざるべからざるか去にても亦思ふべしき限りと謂ふべく此間に立て保安の任を帯へる警官諸君の苦勞ハ實に思ひやらる、也頃日或る知人の曰訪ヒ談偶々撰舉會取締の事及ひたるに知人の曰く本年の國會議員撰舉にわ随分目覺ましき出來事もあるべし然れども警察官たるものか此間に立て不正の所爲を防制するの一事に至てハ左迄困難の業とハ思われざるなり余(自ら云ふ)の見處にてハ政黨軋轢の最も甚しき地方程と却て容易あるべしと信す何とされハ政黨の軋轢を生ずるハ反對兩黨の勢力互格にして所謂の負けす劣らざる地位に在るより起るものにして若し其勢力に甚しき懸隔あるときは決して軋轢を見るべきものにあらず而して此軋轢の最も甚しき地方に於てハ兩黨互に其陰微を摘發するに汲々たるか故に自然警察の注意を容易ならしむるの傾きあり殊に探偵利用の効果ハ最も此競争軋轢の間にあるものあるか故に政

い云々、、、、此説たる稍や奇異に似たれども亦多少取るべき處なきにあらざるとて去る方より投寄ありたり

雜錄

○舊幕時代大赦言渡ノ概況

蘇南 講

先月某日徳川十一代將軍家齊公(世ニ大御所ト稱ヘタル御方ニシテ諡ヲ文恭院ト云フ)ノ五十祥回忌ニ當リ有縁者相會シテ追憶ノ筈ヲ開カレタリト其席上ニ於テ或ハ老人ノ物語ヲレタル大赦申渡ノ顛末ハ如何ニモ面白クシテ徳川氏三百年ノ泰平ヲ致シタル要素ノ一ハ實ニ伏シテ此ニ在ルカト曉得セシムヘキ一佳話ナレハ幸ニ聞キ得タル儘左ニ梗概ヲ記ス讀者冀クハ之ニ由テ徳川氏ノ政略ノ巧緻微妙ニシテ群雄割據ノ世ニ處シ能ク久ク天下ヲ制馭セル所以ヲ領解セラレントナシ此ノ如キ施政ノ秘訣ハ形態ニ於テハ固ヨリ今日ニ用アルコトナシト雖



### ○議員選舉に際し人力車等の買切に就て 北山 隠士

先頃岡山縣岡山市に於て開設したる縣會議員選舉會に於て選舉の競争甚しく、黨派所屬の人々ハ孰れも自黨の勝利を得んことを欲し、成るべく多數の投票を得んか爲め豫め數十百輛の人力車を雇ひ置き、之れを以て選舉人を迎へ、自黨に於て指定したる候補者に投票せしめたりとか聞く、又横濱市に於て開設したる同市會議員選舉の際にも各黨派ハ孰れも人力車を買切り置き一ハ選舉の當日自黨の選舉人、並に孰れの黨派にも屬せざる選舉人にして自黨に引入の見込あるものを送迎するの用に供し一ハ反對黨の選舉人にして會場に到るの便利を殺き以て其權利を妨害せんと目論見たるものありとかにて人力車ハ選舉の上に於て意外の手柄をなしたりと云ふ

然の職務を盡したるものなれども選舉競争の爲め人力車を買切り置き選舉人を送迎するに至りては其弊害尠あからず(第一)人力車を買切るは當に他の選舉人の會場往復を妨げ無用に時間を徒費せしめ限りある投票時間内に會場に到ることを得ざらしめ隨つて其選舉權を害するのみならず(第二)一般公衆の利便を阻障するものあり(第三)選舉人を送迎するハ殊更に選舉人に利便を供ふるものなれば其意志を動かし隨つて選舉の公正を破ふるものあり、要するに議員選舉に關し人力車を買切るは選舉人の權利を害し選舉の公正潔直を破ふる不正の所業たるを免れず

政府ハ夙に不正不義ある所業の選舉の上に行ハるゝを察し、曩きに衆議院議員選舉法及び府縣會議員選舉規則を制定するに當り豫め種々の弊害を防制するの目的を以て適應の備へを爲したるハ余輩の喜ぶ所あり(但し市町村會議員選舉の爲めにハ市制町村制中にハ勿論他の法律規則中にも右二法律に於けるか如き規定を缺き不正の所業に對して未だ何等の罰例等を示さざるハ余輩の窺かに遺憾とする所あり、余輩ハ政府の速かに右二法律の例に倣ひ相當の規定を設けられんことを希望して已まざるあり)右二法律中選舉に關する不正の行爲を防止するの目的を以て種々の犯罪を掲げ之れハ罰例を設けたるの條項極めて多しと雖ども未だ制裁の人力車買切に及ぶものあるを見ず、亦一個の缺點ありとすへき歟、英國に於てハ各種の議員選舉に際し選舉人を送迎するの目的を以て車馬等を借り占むることを以て選舉に關する不正の所業と爲し法律を以て之れを嚴禁せり、左に千八百八十四年八月十四日發布に係る法律第七十號市會議員選舉に關する不正不法防制條例中右の禁令及び之れに對する罰例を規定したる條項を譯出し以て讀者の參考に供す

#### 第十條

(第一項) 何人たりとも市會議員選舉に際し、選舉人を投票所へ往復せしむるの目的を以て辻馬車又ハ貸賃馬車、又ハ辻馬車賃賃馬車を引牽するか爲め飼養若くハ使用する所の馬匹若くハ其他の畜類、又ハ賃賃の目的

を以て自から使用若くハ飼養する所の車輛馬匹又ハ其他の畜類を賃渡し又ハ使用せしむることを得ず。若し選舉人を投票所へ往復せしむるの目的を以て使用するの情を知りつゝ、右の車輛、馬匹、又ハ其他の畜類を賃渡し又ハ使用せしめたる者ハ不正賃賃の罪ありとす

#### (第二項)

何人たりとも本條に依り選舉人を投票所へ往復せしむるの目的を以て車馬及び其他の畜類を賃渡し又ハ使用せしむることを禁止せられたる所有者あることを知りながら右所有者より其目的を以て之れを借受け又ハ使用することを得ず。犯す者ハ不正賃賃の罪ありとす

#### (第三項)

此法律の條項ハ投票所へ往復するの目的を以て一個の選舉人自費を以て又ハ數個の選舉人合同の費用を以て、車輛、馬匹及び其他の畜類を借受け又ハ使用するに於て妨礙とあることかかるべし

#### (第四項)

何人たりとも選舉に際し、選舉人を

投票所へ往復せしむる爲め、金錢を仕拂はず、若くは金錢仕拂の契約をみさずして車馬を使用したるの故を以て右車馬に對する料金を拂ひ又ハ免許鑑札を示すことを要せざるへし

右第一項第二項に掲けたる罪を犯したる者ハ百磅以下の罰金を以て處斷す、今左に其罰例を規定したる條項を掲ぐ

第十七條

(第一項) 不正の仕拂、又ハ不正の備使若クハ貸貸の罪を犯したるものハ速決裁判の方法に依り百磅以下の罰金に處す

(第二項) 不正の仕拂、又ハ不正の備使若クハ貸貸の罪にして候補者自から之れを犯し、又ハ候補者其情を知り且つ該犯罪に同意したるときハ右候補者ハ不正所業の罪ありとす

而して不正所業の犯罪に對してハ本法別に其罰例を示す左の如し

第七條 市會議員選舉に關し不正所業の罪を犯

したる者の速決裁判の方法に依り百磅以下の罰金に處し、且つ其裁判宣告の日より五ヶ年間、選舉人として名簿に登録せられ、又ハ不正所業の罪を犯したる市邑の選舉會若クハ其市邑内に開設する選舉會(其選舉會の國會議員選舉に係ると、此法律に規定したる官職の選舉に係るとを問はず)に於て投票することを得ざるべし

以上譯出したる所ハ單に市會議員選舉に係るものあるが國會議員選舉に關しても尙ば全一の禁令あり、即ち千八百八十三年八月廿五日發布の法律第五十一號國會議員選舉に關する不正不法の所業防制條例中右と同旨意の規定あり、今其重複を厭ひ特に茲に之れを掲載せすと雖も、然れども選舉に際し車馬等を借り占むるハ不正の所業たるを免かれずして其防制にハ法律の規定を必要とするの一事ハ代議政治の鼻祖たる英國の既に業に承認する所たるハ讀者の宜しく留意すべき所とす

ふや宜しく公明正大の方法を以てし決して不良不正の手段に頼るべからず、撰擧人の宜しく清廉剛直あるへし、而かも其清廉ハ以て各種の誘惑に抗拒するに足るものたるへし其剛直ハ以て脅迫暴行等を防禦するに足るものたらざるべからず、余輩の選舉人に望む所のもの僅かに此數者に過ぎず、然れども人類の軟弱ある、余輩の此期望をして空ふせしむること屢々ありとす、余輩の此點に於て法律に向ふて救護を叫號するも亦已むを得ざるに

(畢)

獨逸國通信

編者曰左ニ掲ケタルモノハ獨逸國ヨリノ來翰中ヨリ個々抜粹シタルモノナリ

○決闘 此頃我日本ニ於テ決闘條例ヲ制定セラレソトスルヤノ郷信ニ接シタルカ拙者ハ之ヲ徹頭徹尾結搆ナルトト推考仕候、獨逸國ハ決闘ノ最盛ニ行ハル、土地ニシテ日トシテ之ニ關スル談話ノ耳染ニ觸レサルトハ無御座候得也、當國人ハ之ヲ鄙

陋ナカラ此程ニモ思ハス、毛モ意ニ介スルコトナキ者ノ如シ、色争ヒモ決闘ノ原因ナレハ、讒謗ノ結果モ決闘ナリ、チヨイト往間デ突當リ相應ノ詭言ヲ述ヘサレハ輕蔑シタメトテ亦決闘ナリ、甚シキニ至リテハ、在リ餘ル金ヲ貸サ、リシトテ決闘ヲ申込ミタル痴漢モ在リシトカニテ實ニ驚入申候、當國ノ法律ハ之ヲ禁シ之ヲ行フ者ヲ罰スルニモ係ラヌ、陸海ノ軍人ニシテ決闘ノ申込ヲ得ルモノ之ヲ拒絶スルルハ、同僚ヨリ切ニ惡辱ヲ加ヘラレタル上遂ニ辭職ヲ勸告セラルル而シテ皇帝ハ必ス其辭職ヲ聽許スル程ニ決闘ハ流行ノ勢力ヲ博シツ、アルニ付、男子ノ向疵ハ之ヲ耻ト爲サ、リシ我古代ノ風俗ノ如キニモアラデ、之ヲ此上モナキ名譽ト心得少壯者中ニハ將ニ治癒セントスル顔面負傷ノ痕跡ヲ自カラ破却シテ更ニ疵口ヲ新鮮ナラシムルモノモ往々有之、文明ノ空氣中ニ斯ル汚俗臭風ノ混同致シ居候ハ驚嘆痛息ノ涯ニ御座候、然レモ獨逸國ニ此習慣アルハ亦歴史上ノ由來アルコトニ候、古代「ヂエルマン」人種中ニ於テ尙ホ適當ノ法律ト判官トチ欠キタル時ニ當テ專ラ「オルダーリウムデイ」即チ神

ノ裁判ト云フコガ行ハレタリ、例ヘハ爰ニ貸借ノ  
 争訟アルニ際シ裁判官ハ原被告ヲ尋問ノ末尙ホ事實  
 ノ不明不審ナルトハ兩造相方ニ宣誓ヲ命スルヲ常  
 トセリ、此時ニ當リ一方ハ宣誓ヲ諾シテ之ヲ行ヒ  
 他ノ一方ノミ之ヲ肯セサル折ハ判決ニ易ケレハ、  
 原告ハ貸シタルコトノ相違ナキヲ誓ヒ、被告ハ之ニ  
 反シ借りサルコトヲ誓ヒタル場合ニ於テハ、事六ケ  
 敷シテ裁斷ノ道ナカリキ、此ニ於テ裁判官ハ止テ  
 得ス神ノ裁判ニ任センコトヲ宣告シ兩造ニ凶器ヲ附  
 與シテ決闘ヲ行ハシメタリ而シテ神ハ僞誓ヲ宣シタ  
 ルモノヲ罰スルナル考ヲ以テ負傷者尙シクハ死亡  
 者ノ申立ヲ不正ナリシトシテ判決ヲ下シタリ、神  
 ノ裁判ハ獨此方法ノミニ止ラス例ヘハ罪ノ疑ハシ  
 キモノアルトハ之ヲ薦ニ卷井テ水中ニ投シ、浮ヘ  
 ハ則チ無罪ヲ宣告シテ放免シ沈メハ則チ罪惡ノ重  
 量アルニ因リ浮上ラサルモノトシテ之ヲ有罪ト認  
 メタリ、之ヲ水試ト云フ此外火試食試等其種類二  
 三ニシテ足ラサリシカ免ニ角決闘ハ神カ權利ノ有  
 無ヲ裁判スルナル考ヲ以テ「ヂエルマン」人種ノ子  
 孫ナル獨逸人ノ上ニ今日マテ遺傳シ來リタルモノ

ナレハ、二千年來ノ慣行トシテ夫レ或ハ恕スヘキ  
 ノ點ナキニ非スト雖、日本ニ於テハ古來何ノ縁故  
 モナキニ今更此蠻風ヲ獨逸ノ學問ト共ニ輸入セン  
 トスルハ愚モ亦甚シク痴モ亦極マレル儀ト存セラ  
 レ候、幸ニ未ダ一回モ實行シタルコトナク、申込ミ  
 タル者アリシモ之ヲ承諾シタル者ナク、承諾シタ  
 ル者アリシトハ申込人還テ怖恐逃避シタル如キ馬  
 鹿ヲシキコト有リタル而已ノ由ニテ、鮮血淋漓ノ本  
 舞臺ヲ開クニ至ラサリシハ賀スヘキコトニシテ法律  
 ノ出テ豫メ固ク之ヲ防禦セントハ特ニ尤至極ナル  
 次第ナリ、トテ、當地識者中ノ評判ハ善シキ方ニ御  
 座候、但シ當國ハ決闘ノ犯人ヲ輕ク罰シ重ク取扱  
 ヒ候得レ此儀ハ前文申上候趣ニ照シテ當然ノコト  
 存セラレ候云々

○新著監獄學ノ良教科書 ベルリン府「プレツツ  
 エンゼー」監獄署長「クローヌ」氏著「刑事統計及ヒ  
 刑事行政ヲ承論シタル監獄學教科書」ナル書物ハ  
 有名ナル「ホルツェンドルフ」氏及ヒ「ヤーゲマン」  
 氏ノ編シタル大部ノ書籍ト共ニ今日ノ監獄全体ノ  
 事ニ關スル學術的整然タル著述ニシテ獨リ監獄ノ

吏員ニ鴻益ヲ與フル耳ナラス總テノ監獄事務及ヒ  
 其改良ニ就テ重大ナル利益ヲ施スモノニシテ當路  
 者ニ對スル「クローヌ」氏カ此上モ無キ賜物ナリト  
 テ評判ヨロシキ教科書ナレハ何卒日本語ニ翻譯シ  
 テ日本ノ當路者ヘモ利益ヲ及ホシ度モノト存候俟  
 テ本書ハ總テ五編ヨリ成ル

其第一編中ニハ古今文明諸國ニ於ケル監獄事務發  
 達ノ沿革ヲ網羅シ傍ラ其當時ニ行ハレタル理由ヲ  
 丁寧懇切ニ記載セラレタリ

其第二編ハ犯罪及ヒ刑罰ノコトヲ論シ、目今獨乙國  
 ニ刑罰執行法ノ設ナキハ監獄行政事務ノ擡横ナル  
 ヲ得ヘキ門戸ヲ開キ置ク様ナルモノニシテ、且ツ  
 裁判官ヲシテ犯人カ服従スル刑罰ノ難易苦樂ノ度  
 ヲ計リ知ル能ハサラシムルモノタルコトニ論及シ、  
 進ンテ僅々一兩月ニ過キサル自由刑ノ効用少ナキ  
 コトヲ説キ、更ニ進ンテ罰金計算ノ方法、次ニ假出獄  
 ノ事ヨリ今日尙ホ獨乙ニ行ハル、杖刑ノ忌ハシキ  
 コトヲ縷述セラレタリ、但シ此杖刑ノ存撤如何ニ就  
 テ多クノ實際家ハ氏ノ説ニ反對シテ其保存ノ然ル  
 ヘキ説ヲ抱持スル者ニシテ其據ヲ以テ理由トスル

所ハ、少年ノ罪人尙シクハ或輕罪ノ犯人ニ杖刑ヲ  
 科シ之ヲ以テ直ニ解放スルハ至極良法ナリ特ニ少  
 年ニ對シテハ其効用モ亦格別ナリ何トナレハ之ヲ  
 シテ數日間獄裡ニ在ラシムルトハ往々惡業ノ談話  
 ニ接シ犯罪構成ノ手段ニ練熟スルト同時ニ在囚ノ  
 苦ニ慣レテ監獄ハ還テ他日罪惡ノ研究所トナルヘ  
 キ嫌アレハナリ、ト云フニ在ルカ如シ

其第三編ニハ獄舎建築ノ方法ヲ講シ  
 其第四編ニハ監獄一般ノ行政ヲ説キ  
 其第五編ニ於テハ監獄ノ各事務ヲ序テ追フテ論セ  
 ラレタリ、今此第五編ハ就中外見紙數ノ澤ナルノ  
 ミナラス其資料ノ多量ニシテ内容ノ有用綿密ナル  
 實際ノ監獄吏ニ在リテハ格別ノ價值ヲ見出スナラ  
 シ、事務ノ枝葉ヨリシテ獄内ノ取締、衣食、教育、醫  
 師ノ囚人取扱方、囚人ノ服役、等ニ及ホシテ瞭然遺  
 傳ナキ迄ニ説明セラレタレハ、一人ノ監獄吏モ之  
 ナ吟味シテ知識ヲ弘延シ注意ヲ喚起セラレサル者  
 ハ非サルヘシ、然而全書中最面白キハ囚人服役ノ  
 議論ニシテ此所ニハ外役ヲ全廢シテ總テ内役ニ就  
 カシムルノ利益アルコトヲ喋々表示セラレタリ、但

シ拙者ハ概スグ之ニ同意セス  
 加之ナラス更ニ心シテ誦讀スヘキハ適當ナル監獄  
 官吏ノ養成法ニゾアル、典獄及ヒ監視等ノ官ヲ其  
 就職ノ當時迄未タ一回モ監獄ヲ實視シタルコトナキ  
 人ニ任命シ又別段ノ撰抜ナクシテ僅々數日間ノ服  
 務實試ニ因リ押丁ヲ拜命セシムル間ハ監獄事務ノ

著大ニシテ且善良ナル目的ハ之ヲ達スルヲ能ハサ  
 ルヘシ、杯云フヲ述ヘラレタリ  
 因ミニ本書ノ著者クローヌ氏ハ此程伯林大學ノ教  
 授ニ任セラレ監獄學ノ一科ヲ擔任スルコトニ相成  
 リタリ

統 計

明治廿二年々々末全國在監人現在員表

區 名	囚 人		刑 事 被 告 人		懲 治 人		別 房 留 置 人		乳 携 帶 兒		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大京	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
道海北	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
小笠原島	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
警 視 廳	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
廣 島	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
山 口	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
和 歌 山	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
德 島	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
香 川	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
愛 媛	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
高 知	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大 分	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福 岡	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
島 根	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
鳥 取	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
石 川	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
富 山	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福 井	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
山 梨	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
青 森	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
山 形	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
秋 田	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福 崎	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
總 計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

區 名	囚 人		刑 事 被 告 人		懲 治 人		別 房 留 置 人		乳 携 帶 兒		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
神 奈 川	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
兵 庫	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
新 潟	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
埼 玉	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
群 馬 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
千 葉 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
茨 城 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
栃 木 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
茨 城 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三 重 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
愛 知 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
靜 岡 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
山 梨 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
滋 賀 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
岐 阜 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長 野 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
山 梨 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
宮 城 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福 島 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
岩 手 縣	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
總 計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

問 答

○第四問 假出獄要件ノ解答

東京 天狗道人

警察監獄學會雜誌第一號問答欄内ニ「假出獄ノ要

件ヲ問フ」ノ問題アリ吾人淺識ニシテ實驗ニ乏ク固ヨリ問者ヲ満足セシムルコト能ハサルヘク殊ニ文字ニ習ハス辞ハ意ヲ盡サスト雖淺劣ヲ顧ミス左ニ愚見ヲ開陳シテ以テ尙ホ大方ノ教ヲ請ハント欲ス

問 答

夫レ假出獄ハ獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アル四人ヲ賞勵シ益々前非ヲ改悟シテ愈々善良ニ歸セシムルノ意ニ出テタル恩典ニシテ感化遷善ヲ誘導スル獄治上ノ一大要具ナリトス而シテ此恩典ハ刑法第五十三條ニ基クモノナレハ假出獄ニハ該條ニ所謂獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アルト其刑期四分ノ三ノ經過ト(無期徒刑ニ在テハ十五年經過後)ノ二要件ヲ要スルモノタルハ勿論ナリ然レ此明文ニ拘泥スルトキハ獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アリテ其規定ノ時限ヲ經過セハ如何ナル囚人タリトモ皆假出獄ヲ許シテ可ナルカ如キ感想アリ是レ恐ラクハ假出獄ノ眞理ヲ得タルモノニアラサルヘシ又其精神ニアラサルヘキナリ若シ刑法ノ明文ニ拘泥シテ僅カニ獄則ノ謹守ト悛改ノ狀アルト其規定ノ時限トノミヨ着目シ此要件ヲ具備セハ足レリトシテ如何ナル囚人ニテモ假ニ出獄セシムルモノトシテ其他ノ關係ヲ顧慮セサルトキハ忽チ停止シテ再ヒ監獄ニ繋留セサルヘカラサルニ至ルノ惡結果ヲ生スル恐レアリ是レ假出獄ヲ爲ス上ニ最モ厭避セサルヘカラサルモノタリ之ヲシテ厭避セサルハ獨リ恩典濫用ノ誹ヲ

ヲ得難キ場合ナシトセス之ヲ實例ニ徵スルニ勸査第一期限及第二期期間ニハ悛改ノ狀ヲ視ルコト能ハサリシカ爲メ賞表ヲ與ヘサリシモ其第三期ヨリ愈々改悛ノ狀ヲ顯ハシ他囚ノ標的トモナル者ナシトセス如此者ハ第三期ヨリ賞表ヲ得其所有スル所ハ三個ナルモ感化遷善上ニ於テハ五個ヲ有スル者ト寸毫ノ差異アルナシ是等ノ者ニシテ賞表五個ヲ有セサルカ爲メニ假出獄ノ恩典ニ浴スルコト能ハストモハ大ニ弊勵ノ本旨ヲ欠クニ至ラン賞ハ輕キニ失スルモ重キニ失スル勿レノ古諺ニ基キ賞表三個若クハ四個ヲ有スル者ニシテ前陳ノ如キ事狀アル者ハ特ニ假出獄ヲ許ス事ニスルハ弊勵上ノ一大方便ニシテ敢テ不當ノ所置ニアラサルヘシト信スルナリ若シ賞表五個ニ滿タサルモ三個若クハ四個ヲ有スル者ニシテ前陳ノ如キ事由アルトキハ其事由ヲ詳具シテ以テ假出獄ヲ許サレシコトヲ上司ニ上請スルハ各ムル所ナカルヘシ其上請ハ決シテ躊躇スヘキコトニアラサルヘシ要スルニ假出獄ニハ賞表ノ五個ヲ要スルハ勿論ナレトモ時トシテハ三個若ク

免カレサルノミナラス賞勵ノ實ヲ失スルモノト云ハサルヘカラサルナリ故ニ假出獄ハ最モ慎重遠慮ヲ要スルモノタルヤ疑ナシ故ニ卑見ニ據ルトキハ刑法第五十三條ニ規定セラレタル期限ノ經過ヲ要スルハ勿論ナレトモ尙ホ左ノ事項ニ就テ詳查熟慮シ各項ノ要件ヲ具備スル者ヲ以テ假出獄ヲ爲スニ於テハ大過ナカルヘシト信ス請フ左ニ其要件ト理由トヲ陳セシ

一 賞表ノ事 賞表ハ獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ニ附與スヘキモノニシテ假出獄ヲ具狀スルノ證據トナルヘキモノナレハ賞表ハ即チ獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アルコトヲ代表スルモノナリ是レ假出獄ニ欠クヘカラサルノ最重要件タルヤ勿論ナリ而シテ假出獄ハ行狀善良ニシテ改悛ノ狀アル者ヲ賞勵セラレ恩典ナルヲ以テ賞表ヲ與フルニ至ラサルカ如キ者ヲ賞勵セラルモノニアラサルハ明カニシテ賞譽勸査内規ノ精神モ此ニ出テサレハ賞表ハ必ス五個ヲ要スルモノタルハ疑ナシ然レモ必ラス賞表五個ヲ限ルモノトストキハ法ノ活用

ハ四個ニテモ可ナル場合アリト見テ可ナルヘシニ罪質及犯數ノ事 罪質及犯數ノ如何ハ假出獄ヲ行フ上ニ於テ密着セル關係ヲ有スルモノナリ若シ在獄中ノ行狀如何ニノミ偏依シテ其犯狀犯由犯數等ヲ推究セサルトキハ假出獄ヲ許スヤ忽チ罪ヲ犯シテ再ヒ監獄ニ來ルノ結果ヲ現出ス又人殺罪、持兇器強盜ニシテ殺傷ヲ兼ル犯罪等ノ如キ最モ憎ムヘキ凶惡ヲ犯セシ者ニハ容易ニ假出獄等ノ恩典ヲ蒙ラシムヘキモノニアラサルヘシ其他窃盜詐僞取財罪ノ如キハ最モ犯シ易キモノナルニ付之ヲ假出獄セントスルニ於テハ能ク其犯由犯狀等ヲ詳悉シ以テ再ヒ法網ニ觸ルノ恐レナキヲ認ムルニアラサレハ之ヲ行フヘキモノニアラス又再犯以上ノ者ニ至テハ眞ノ改悛ノ容易ニ望ミ得難キモノナレハ形而下ノ行爲ノミヲ以テ改悛ノ狀アルモノト斷定スルハ最モ難シトスル所ナリ己ニ再ヒ法網ニ觸レテ監獄ニ來ルカ如キ者ハ前非ヲ改悟セサルモノナリ好シ在監中行狀謹直ナルモ或ハ化裝ニ出テ獄則ヲ謹守セルト云フニ過キサル者多シ如此者ヲ假出獄セハ忽

問 答

問 答

ヲ監獄ニ歸リ來リ假出獄ノ効用ヲ全カラシムル能ハサルモノナリ故ニ罪質及犯數ノ如何ハ假出獄ヲ爲スノ要件タラサルヘカラサルナリ

三刑期長短ノ事 刑期ノ長短ハ亦假出獄ニ關係ス抑モ假出獄ハ専ラ長期刑ノ者ニ與ヘラルヘキ精神ニ出テタルモノト聞ク或ハ然ラン又勢ヒ長期刑ノ者ニ限ルニ至ルノ事實アリ何トナレハ二年以下ノ如キ囚人ニ對シテハ其刑期短僅ナルヲ以テ充分ニ其行狀ノ如何ヲ觀察シ前非ノ改否如何ヲ認定スルハ頗ル艱難ナリ如此改悛ヲ確認ナシ難キ者ニ對シテ假出獄ヲ行フハ法ノ許サ、ル所ナレハナリ又法網ニ觸レ社會ヲ害シテ監獄ニ來リシ程ノ者ナレハ二年間位ハ監獄ニ拘禁シテ懲志スルニアラサレハ懲リルコトナク爲メニ監獄ヲ見ルコト猶ホ家ノ如クシ却テ治獄ノ本心ヲ失スルニ至ルノ嫌アリ、尤其犯罪ハ一時ノ痴情ニ生シタルカ又ハ酒狂ニ起因セシ者ニ在ツテハ敢テ惡意ヨリ生シタルニアラス其罪質ハ最モ宥恕スルニ足リ且最モ改悟ヲ易キモノナレハ獨リ此罪質ヲ爲スル者ニ對シテハ強テ其刑期ノ長短ヲ問

フニ及ハサルヘシト雖モ其他ノ者ニ對シテハ先ツ二年以下ノ短期刑者ニハ容易ニ假出獄ヲ行フヘキモノニアラストシテ可ナラン

四出獄後自活成否ノ事 本項ハ以上ノ三項ニ比スレハ稍關係薄キノ感覺アルモノナリ假令前諸項ニ適モノトシテ放擲シ難キモノナリ假令前諸項ニ適合スルモ貧乏ニシテ自家ナク又頼ルヘキ所ナク出獄スルモ忽チ其居所ニ差支ヘテ自營スルノ能力ナキトキハ活路ニ苦ミ不知不諳法網ニ觸ルハ、惡行ヲ爲スニ至リ恩典ヲ書辭ニ歸セシムル憂アリ如此事アルチ知リツ、假出獄ノ恩典ヲ行フハ假出獄ノ眞理ヲ得タルモノニアラス全ク思フ賣ルモノナリト言フテ可ナラン故ニ其出獄後自營シ得ル者ヲ撰ムハ假出獄ニ附帶スル要件ノ一ナリト信ス

以上ハ假出獄ヲ行フ上ニ於テ必ラス具備セサルヘカラサル要件ノ重ナルモノナリトス就中賞表ハ最モ關係多ク之レナ有無ハ假出獄ニ影響シ治獄上ニハ重大ノ事柄ナリ故チ以テ賞譽勸査内規ノ設ケアリ之チ與フルノ標準ヲ指示シ各地區々ニ失スルノアラサレハ自然ノ理故ニ既ニ罪ト云ヘハ罰之二件フヤ昭々乎タリ故ニ罪アルモノ之チ罰スルト否トハ一ニ當該官吏ノ意ニ任スト云フ可キノ理アラシヤ然ラハ則チ本問ノ如キ巡查違警罪犯人ヲ告發シ司法警察官其罪狀顯著ナルチ認メナカラ單ニ之チ説諭ニ止メ解放スルカ如キ固ヨリ爲シ得可ラサルチ知ルニ足ラン平請フ少ク左ニ之チ論セシ

抑モ違警罪ハ刑法中至輕至微ノ罪ニシテ概シテ過失犯ニ係ルモノ多キチ知ル可シ如此之チ犯ス者必シモ惡意アルニアラスシテ無意犯ニ屬スルモノ多キチ以テ實際罰スルニ忍ヒサルカ如キモノナキニシモアラサルヘシ之チ見テ愍然ノ情ヲ催フスハ是人情ノ然ラシムル所カ然レハ法ハ情ノ爲メニ枉ク可キモノニアラサル可シ輕罪以上ニ於ケル罪ハ自ラ數種ノ元素ヲ具備スルチ要スト雖モ違警罪ハ則チ然ラス前述ノ如ク概チ過失犯ニ屬スルチ以テ既ニ犯シタリトセハ法律之チ赦サ、ルチ如何セン況ンヤ罪狀顯著ナルニ於テオヤ難者或ハ曰ハン違警罪ノ如キ輕微ノ罪犯チ一々處罰スルハ少ク酷ニ過クルノ嫌ナキ能ハサルチ以テ司法警察官ノ腦髓

四十

憂チ防カレタルナリ然ルニ尙ホ各地差異アルチ免カレサルカ如シ已ニ賞表附與上ニ差異アリ焉ソ假出獄ニ影響セサルチ得ンヤ因ニ記ス頃日各府縣ノ假出獄人員ニ大差アリ權衡當チ失スルチ聞ク是レ甲縣ニテハ賞表ヲ與ヘ乙縣ニテハ賞表ヲ與ヘサルノ致ス所ナルヘシ又其賞表付與上ニ差異ノ生スルハ平素行狀視察法ノ精疎ニ因ルモノト信ス不行狀視察方ニ就テハ題外ニ涉ルチ以テ茲ニ言フチ須ヒサルモ可成各地區々ニ出シテ之チ慎重ニ爲シ賞表ノ與フヘキハ之チ與ヘ假出獄ノ爲スヘキハ之チ爲シ以テ信賞必罰ノ道ヲ明カニシ各地不平均ノ憾ナカラシメメンコト切ニ希望シテ止マサル所ナリ

第六問 說諭限界ノ解答

鹿兒島薩南寓 東郷 中介

警察監獄學會雜誌第三號第六問ニ答ヘントス予輩淺學鈍才固ヨリ其任ニアラスト雖モ聊カ愚思ヲ述テ以テ諸賢ノ教ヲ乞ハントス

夫レ法アツテ而シテ罪人アリ若シ法ナクンハ罪人

アラサレハ自然ノ理故ニ既ニ罪ト云ヘハ罰之二件フヤ昭々乎タリ故ニ罪アルモノ之チ罰スルト否トハ一ニ當該官吏ノ意ニ任スト云フ可キノ理アラシヤ然ラハ則チ本問ノ如キ巡查違警罪犯人ヲ告發シ司法警察官其罪狀顯著ナルチ認メナカラ單ニ之チ説諭ニ止メ解放スルカ如キ固ヨリ爲シ得可ラサルチ知ルニ足ラン平請フ少ク左ニ之チ論セシ

抑モ違警罪ハ刑法中至輕至微ノ罪ニシテ概シテ過失犯ニ係ルモノ多キチ知ル可シ如此之チ犯ス者必シモ惡意アルニアラスシテ無意犯ニ屬スルモノ多キチ以テ實際罰スルニ忍ヒサルカ如キモノナキニシモアラサルヘシ之チ見テ愍然ノ情ヲ催フスハ是人情ノ然ラシムル所カ然レハ法ハ情ノ爲メニ枉ク可キモノニアラサル可シ輕罪以上ニ於ケル罪ハ自ラ數種ノ元素ヲ具備スルチ要スト雖モ違警罪ハ則チ然ラス前述ノ如ク概チ過失犯ニ屬スルチ以テ既ニ犯シタリトセハ法律之チ赦サ、ルチ如何セン況ンヤ罪狀顯著ナルニ於テオヤ難者或ハ曰ハン違警罪ノ如キ輕微ノ罪犯チ一々處罰スルハ少ク酷ニ過クルノ嫌ナキ能ハサルチ以テ司法警察官ノ腦髓

問 答

四十一

問 答

ニ依リ之ヲ説諭ニ止メ置クモ何ノ不可カ之アラソト夫レ或ハ然ル場合アラソ然リト雖モ予ハ將ニ曰ハントス如此ノ嫌アリトスレハ寧ロ初メヨリ斯ル法文ヲ設ケサルノ優レルニ如カスト夫レ法ハ司法官吏ノ意ニ随フト思惟スルハ不可ナリ司法官吏ハ宜ク法文ニ随テ之ヲ執行セサル可ラス違警罪ノ如キ微罪ハ則チ微罪ナリト雖モ尚ホ法ナリ今此法ニ向テ司法官吏ハ隨意ニ其制裁ヲ免レシムルヲ得ルヤト問チ起サハ決シテ然リト答フルトチ爲ササル可シ十二歳未満及ヒ暗啞者ノ如キ不論罪ニ屬シ若クハ罪ト爲ラサル者ノ如キハ格別ニシテ罪ト云フ可キ名稱ヲモ付スル能ハスト雖モ然ラサル以上ハ司法官之ヲ看過セントスルモ法律ノ肯シセサル所タル可シ其之ヲ犯サントスルハ未ダ行政處分ニアリト雖モ本問ノ如ク既ニ犯シタリト相當官吏ノ告發スル所トナリ罪狀顯著ナルニ於テハ直ニ行政警察ノ區域ヲ脱シ司法警察ノ處分ニ屬スルヲ以テ司法警察官隨意ニ之ヲ説諭ニ止メ置カントスルカ如キ法律上豈ニ爲シ得可キモノナランヤ今假リニ本問ノ如ク司法警察官單ニ説諭ニ止メ置キ解

放スルヲ得可キモノトスレハ所謂法ハ司法官吏ニ從フト云フ者ニシテ之ニ對スル裏面ヨリ觀察セハ尙ホ法ニ正條ナキモ比附援引ノ法ヲ用ユルヲ得ルト云フノ理トナルニ至ラソ之ヲ以テ果シテ當チ得タリト爲スカ予ハ斷シテ其不可ナリト云フニ躊躇セサル可シ而シテ又如此罪狀顯著ナルモノヲシテ司法警察官之ヲ説諭ニ止メ置クヲ得ルハ司法行政相混淆シテ其區域瞭然タラス且ツ情ノ爲メニ法ヲ枉グルカ如キ云フ可ラサルノ弊ヲ生シ偶マ嚴正ナル法文アルモ只ニ徒法タルニ過キササルノミ亦何チカ爲サンヤ是法ハ儼然トシテ情ノ爲メニ枉ク可カラサル所以ナリ因之觀之ハ説諭ハ行政處分ニ屬スルモノニシテ司法處分ニ歸シタルノ後ハ敢テ之ヲ爲シ得可ラサルヲ信スルナリ

違警罪ノ未遂犯ハ凡テ之ヲ罰セサルヲ以テ之ヲ犯サントスルト犯シタルトハ司法行政相分ル、所ニシテ其間亦髮ヲ容ル可ラス行政警察ハ即チ司法處分ニ歸スルモノヲ豫防スルニアルヲ以テ説諭ノ限界ハ之ヲ犯サントスル際ニ止マレリトセハ恐クハ

○第七問

島根 蜻蛉山人美哉

任用スルコトヲ得但試験ヲ經スシテ任用シタル警部警務補ハ普通試験ヲ經ルニアラサレハ他ノ判任官ニ轉スルコトヲ得スト規定セラレタリ此勅令ノ

○第八問

栃木 宇都山人

深旨ハ固ヨリ窺ヒ知ルヲ得サル所ナレトモ要スルニ警察官ハ經驗ト熟練トノ二ツノ者ヲ缺キ得サルヲ以テ多年奉職ノ巡查ヲ登用シテ其職任ニ就カシムルノ勝レルニ若カストノ意ヨリ發令セラレタルナラン歟

○第九問

大阪 柳 橋 生

抑警察官ノ職タル單ニ學識ニ秀テ理論ニ長シタル者ノミチ以テ之レニ任センヨリハ寧ロ多年ノ經驗ニヨリ實務ニ熟達シタルモノヲ要ス彼ノ普通ノ文

在監人ノ獄衣ニ縫着スル番號ヲ尋常ノ墨ニテ書スルハ獄衣ヲ洗濯スルニ當テ消抹ス之ヲ防クニハ何チ用テ書スレハ可ナル乎其用梯ヲ問フ

法令註解

○勅令第十號

政府ハ本年二月四日勅令第十號ヲ以テ巡查奉職滿五年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其職ヲ奉スル者ハ文官試験試補及見習規則第二條ノ規定ニ據ラヌ文官普通試験委員長ノ銜衝ヲ經テ警部警務補ニ

官ノ如キハ重モニ書記計算ニ從事スルモノニシテ無論熟達ナルヲ要スト雖少時間其屆務ニ當ラハ之レハ熟達スルコト難キニアラス故ニ新ニ學識文藝ノミチ試験シテ採用シタル者ヲ見習トシテ使用スルモ實際ニ於テ甚シキ不便アルコトナシ警察官ニ於テハ然ラス其職務ハ文書ニ依ルモノヨリハ却テ實地ノ執行事務多ク常ニ制服ヲ着シテ從事セサルヲ得ス行政警察事務ニ於テハ尙其不便ヲ忍ビ得ルモ司法警察事務ニ於テハ全ク熟練ナル者ニアラサ

問 答 法令註解

法令註解

レハ往々錯誤庭遲チ生スルヲ免レサルモノアリ如  
 何ソ新ニ學力文藝ノ試験ノミニ因テ採用シタル無  
 經驗者ヲ以テ之レニ委任スルヲ得ンヤ況ヤ見習中  
 ハ實務即執行事務ニ従事スルヲ得サルヲ以テ實務  
 練習ヲ爲スコトヲ得ス諸々此ノ如クナルヲ以テ  
 其登用ノ途ヲ開カサレハ恐ラク善良ナル警察官ニ  
 缺乏チ生シ警察ノ前途甚憂フヘキモノアリ是レ此  
 勅令ノ發布ヲ促シタル所以ナラン

ニ鍊達ナル巡査ヲ使用セサルヲ得ス巡査ヲシテ經  
 驗ニ富ミ事務ニ鍊達ナラシムルニハ長ク奉職セシ  
 ムルヲ要ス然ルニ如何ニ長ク奉職スルモ竟ニ巡査  
 ニ終ラノトスルハ亦張合ナキコトナラスヤ是ニ依  
 テ其登用ノ途ヲ開キ一ニハ其過勞ノ情ヲ慰シテ之  
 ヲ獎勵シ一ニハ充分ニ警察志想ヲ養成シ去就ヲ慎  
 ミ斃而後已ノ精神ヲ發揚シ長ヘニ警察部内ノ人々  
 フシメント欲スルノ意ナランカ

又巡査ノ一方ニ就テ言ヘハ巡査タルノ職務ハ凡ソ  
 官吏ノ種類多シト雖如此繁劇ナル者ハ他ニ比類ナ  
 カルヘシ然ニ其俸給ハ十圓未滿ノ者多ク多年奉職  
 スルモ月俸十五圓ナラシ得ス而シテ其職ハ寒暑  
 風雨晝夜ノ辨ナク其目ヲ注キ其心ヲ配リ其體ヲ勞  
 シ機ニ臨ミ變ヲ制シ敏捷活潑變通自在ノ運動ヲ爲  
 サ、ルヲ得ス又場合ニ於テハ警部補ノ代理トナリ  
 或ハ警部ノ補助ヲ爲シ内外ノ衝ニ當ルコトアリ駐  
 在巡査トナリテハ獨立ノ責任ヲ以テ從事シ其講見  
 ヲ要スルコト甚渺ナカラス其職輕フシテ其任重キ  
 モノト謂フヘシ且夫レ完全ナル警察ヲキ善美ナ  
 ル其實ヲ舉ケントスルニハ最能ク經驗ニ富ミ事務

ヲ得ルニハ第一行狀方正、第二勤務勉勵、第三事務  
 勅令文ヲ按スルニ滿五年以上奉職シ且精勤證書ヲ  
 有スル者ニシテ現ニ巡査ノ職ヲ奉シ居ル者ハ文官  
 普通試験ヲ經スシテ判任警察官トナルヲ得ルナリ  
 此滿五年以上ト限ラレタルハ巡査ノ志想確定シ漫  
 ニ警察部内ヲ退去スルノ意ヲ生スル者ニアラサル  
 コトヲ證明シ且多年ノ經驗ヲ積ミ事務ニ熟達スル  
 ノ時間ヲ考ヘ此長日月ノ間暗々裏ニ之ヲ試験スル  
 コトヲ得セシムルノ旨趣ニ基カレタルナラン巡査  
 給助例ニ於ケルモ五年ヲ經過スルニアラサレハ給  
 助ヲ受クルヲ得サルハ亦同意義タルヘキカ其精勤  
 證書ヲ有ス者ト限ラレタルニモ亦故アリ精勤證書

熟達、第四滿三年奉職ノ四項目ヲ具備スルヲ要ス  
 既ニ此等ノ事項ニ適合スル者タル以上ハ巡査ノ職  
 務上充分ニ之ヲ信任シテ過チアルコトナシ果シテ

トシテ實行スルモノナキ能ハス依テ贅言ナカラテ諸  
 君ノ注意マテニ一言ス

然リトセハ其有用ノ才幹技能アルハ亦論ヲ待タサ  
 ルヘシ、其現ニ奉職スル者ト定メラレタルハ縱令  
 精勤證書ヲ有シ且先ニ滿五年以上巡査タリシ者ヌ  
 リトモ姑ク警察部内ヲ離ル、ニ於テハ其才幹技能  
 果シテ能ク警部補タルニ適スルヤ否ヤヲ知ルニ由  
 ナク加之巡査ヲ登用スルノ意ニ反スルヲ以テ現ニ  
 奉職シ居ル者ト限ラレタルナリ其用意周到ト謂フ  
 ヘシ

文官普通試験委員長ノ銓衡ヲ經ルモノハ其登用ヲ  
 濫リニセス其選定ヲ慎重ノ意ナランカ擬此文官普  
 通試験委員長トハ警視廳ニ在テハ警察本署長他ノ  
 府縣ニ在テハ大概第一部長ヲ以テ之レニ充ツ銓衡  
 トハ猶權衡ト云フカ如シ輕重ヲ秤量シ其等差ヲ考  
 稽シテ以テ可否ヲ定ムル所以ノモノナリ此銓衡ヲ  
 經ルニハ警視廳ニ在テハ警察署長推薦シテ之ヲ委  
 員長ニ送付シ他ノ府縣ニ在テハ警察署長ノ推薦ニ  
 由リ警部長之ヲ考檢シ又ハ警部長親親之ヲ推薦シ

甲ノ府縣ニ於テ滿五年以上奉職シ現ニ其職ニ在ル  
 巡査ヲ乙ノ府縣ノ警部補ニ任用スルハ法律上之ヲ  
 禁セサルカ如シ然レトモ斯ク奉職ノ地ヲ異ニスル  
 トキハ其才幹技能ヲ詳悉スルコト能ハス之ヲ推薦  
 スルニ當テモ秩序穩當ナラサルモノアリ且勅令ノ  
 旨趣モ恐ラク之ヲ是認セサルヘシト考察ス兎ニ角  
 如此不順序ナル任用ハ勉メテ之ヲ避ケラレンコト  
 ヲ希望ス是等ノ場合ハ實際ニ於テ發生スル筈ナク  
 此言頗ル杞憂ニ似タレトモ法律上禁セサルヲ奇貨

既ニ銓衡ヲ經テ之ヲ採用スルニ方テハ警部補ニ任  
 用スヘキモノトス勅令文ニハ警部警部補トアレト  
 モ法律ニ照ラシテ之ヲ解釋スルトキハ直ニ警部ニ  
 任スルヲ得サルモノトス何トナレハ巡査ノ一階上

法令註解

法令註解

級ニ位スルモノハ警部補ナリ警部補ヨリシテ警部ニ陞叙スルハ秩序ニ於テ當然タレハナリ難者アリ  
 論詰シテ曰ク果シテ其言ノ如クナレハ勅令ニ於テハ單ニ警部補ニ任用スルヲ得トアルヘキ筈ナリ然ルチ特ニ警部警部補ニ任用スルヲ得トメラレタ  
 ルハ巡査ノ才幹技能ノ秀拔ナル者ハ一躍シテ直チニ警部ニ任スルヲ得セシメラレタルコト明ナリ何チ苦ソテ警部補ニ限ルト云フヤト成程其論一理ナ  
 キニ非スト雖靜カニ勅令ヲ熟讀セハ自ラ其然ラサル所以ヲ發見スヘシ蓋任用トハ新ニ登用ノ際ニ於テ任命スルノミチ云フニアラス警部補ヲ警部トス  
 ルモ任用ナリ今論者ノ如ク單ニ警部補ニ任用スルコトヲ得トセハ試験ヲ經スシテ巡査ヨリ警部補トナリタル者ハ試験ヲ經ルニアラサレハ警部ニ任ス  
 ルチ得サルコト、ナラソ何トナレハ勅令ハ唯警部補ニ任スルヲ許シテ警部ニ任スルヲ許サレハナ  
 リ斯ク不便ヲ來スアルモ論者ハ前説ヲ執拗セント欲スルカ  
 但書ノ他ノ判任官ニ轉スルヲ得ストアルハ至當ノ制限ニシテ、シムニ足ラス前項ニ於テ列叙シタル

如ク警察事務ニ熟達シタルノ故チ以テ之ヲ警察官ニ任用シタル者ナレハ其職務ニコソ充分ナル技能ヲ有スヘケレ其他ノ官職ハ未ダ經驗ナキ者ナリ故ニ試験セサレハ其技能ヲ知ル能ハス是レ其試験ヲ經ルニアラサレハ轉任ヲ許サ、ル所以ナラン  
 巡査ヲ警部補ニ登用スルノ途開ケタルハ巡査其人ニ於ケル感情ヲ快ナラシメ職務ニ勉勵スルノ張合ヲ生シタリ他日善良ニシテ且老練ナル警察官トナル者ハ實ニ濟々タル巡査ヨリ産出シ來タラントス  
 巡査諸君夫レ旃ヲ努メヨヤ

○警察巡閱規則

(承前)

成平易卑近ノ語ヲ用井簡明ニシテ肯綮ヲ得ルチ主トシ決シテ疑似ニ涉ルコトアルヘカラス又被告人ノ年齡身分性質等ニ因リ其言語ヲ斟酌スヘシ夫ノ老幼男女貴賤貧富智愚ヲ別タス一様ノ訊問ヲ爲スカ如キハ勉メテ之ヲ避クルヲ要ス  
 人權ノ貴重ナルハ憲法ヲ待テ始メテ之ヲ知ラサルナリ然ルニ從來警察ニ於テ被告人ニ對スル取扱等ヲ監察スルニ往々其意ヲ得サルモノアリ或ハ殆ソト獨立ノ臣民ニアラサルヤノ感ヲ生セシムルモノアリ本年ヨリハ帝國憲法モ實施セラレ臣民ノ權利義務ヲ明ニシ人權ノ保證モ確然樹立スル上ハ苟モ人權ヲ侵害スルノ所爲アルヘカラス被告人ト雖刑ノ宣告ヲ受ケ其確定ニ至ルマテハ尙無罪ノ人ナリ故ニ縱令其者禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキノ見込アリト雖決シテ之ヲ罪人視シテ取扱フヘカラス訊問ハ犯罪ノ事實ヲ發見スルニ止マリ被告人ノ心裏ニ立入りテ之ヲ訊問スヘカラス罪ヲ構成スルカ如キ仕方チ以テ訊問ヲ爲ズヘカラス都テ警察署ニ於テ訊問ヲ行フハ司法警察官ノ職務上其事件ヲ檢事ニ送致スルノ意見ヲ定ムルニ外ナラサレハ事實上犯罪

被告人訊問ハ最モ慎重ニ最モ充分ニ注意シテ從事スルヲ要ス蓋官衙ハ人民ニ於テ既ニ畏懼ノ念ヲ生シ易キモノニシテ就中警察署ハ更ニ甚シキモノアリ故ニ被告人ヲ訊問スルニ當テハ特ニ威嚴ヲ逞フシテ任意自由ノ供述ヲ妨グルカ如キコトアルヘカラス  
 被告人ヲ訊問スルニハ極メテ其言語ヲ穩和ニシ可

人タルニ相違ナク其證憑モ亦明白ナルヲ確認スルニ於テハ司法警察官ノ能事足レリトシ速ニ之ヲ送致スルヲ要ス  
 凡ソ被告人ヲ訊問スルニ方テ愛憎ノ念ヲ生スヘカラス少シニテモ愛憎ノ念生スルトキハ被告人ニ不利益ヲ來シシ被告事件ヲシテ惡シク結果セシムルコトアリ又騙詐恐喝欺罔ノ言語ヲ以テ陷罪ニ誘導スルカ如キ所爲アルヘカラス被告人ニ對シテハ一般人民ト同一ノ感情ヲ以テ之ヲ遇スルノ念慮アルヲ要ス之ヲ罪人視シテ輕侮スルカ如キコトアルヘカラス  
 被告人訊問ハ之ヲ巡査ニ委スヘカラス可成署長及次席ノ警部警部補ニ於テ之ヲ爲スヘシ實際ニ於テハ重モニ巡査ヲシテ訊問ヲ爲サシムルモノ往々之レアリト雖一時事務ノ輻湊シテ署長等ノ訊問ニ從事スルコト能ハサル場合ヲ除クノ外ハ巡査ヲシテ訊問ニ從事セシムルコトヲ避ケサルヘカラス地方ニヨリテハ全ク之ヲ巡査ニ委テ甚シキハ書記又ハ主計巡査ヲシテ治罪ヲ擔當セシムルモノアリ亦試レリト謂フヘシ

致スルノ意見ヲ定ムルニ外ナラサレハ事實上犯罪

法令註解

法令註解

被告事件ヲ檢事ニ送付スルノ手續ハ夫々規定アリテ爰ニ喋々スルヲ要セスト雖巡閱官ニ於テ査閲上其缺點トシテ注目スヘキ重ナル事項ヲ舉グルヘ司法警察官此ニハ警察官ノミヲ指稱スニ於テ被告事件ヲ發見シタルトキハ速ニ之ヲ捜査ニ着手シ其要領ヲ得ルニ於テハ直ニ檢事ニ交付スルヲ怠ルヘカラサルコト、捜査延滞ノ爲メ徒ニ被告人ヲ稽留スヘカラサルコト、證據不充分ナル者ト認メテカラ故意ニ收監シテ自由ヲ束縛スルノ弊ナキヤ否、煩雜ナル事件ニモアラス又重大ナル犯罪ニモアラスシテ無益ニ被告人ヲ留置シ合狀ヲ改發スルカ如キ不都合ナキヤ否等是レナリ

錯雜煩多ナル司法警察事務ニ就キ理論的解説ヲ施スハ所謂畠水練ノ批評ヲ免レス故ニ其大略ノ要領ヲ舉グルノミ實務ニ當ルノ官吏ハ宜ク諸法令ニ依テ執行ヲ誤マルコトナカラシコトニ注意アルヘキナリ

前數項ニ列叙スル所ノモノハ警察官吏一般ニ服膺セラルヘキ要件及釐正セラルヘキ缺點ヲ舉ケタルモノニ係リ本義トスヘキ巡閱官査閲ノ要項ヲ説

キ及フモノ甚妙シ然レトモ此ノ數項ノ缺點ニ付巡閱官ハ宜シク之ヲ斟酌考量シ尙實際ノ事情ヲ鉤距シテ其適法不適法ヲ詮誦シ以テ査閲ノ事務ヲ完成セラルヘシ大凡ソ警察事務上成功ノ顯著ナルハ司法警察ニ若クハナシ然リ而シテ錯誤煩雜ヲ免レシルモ亦司法警察事務ニ在リ事ニ此ニ從フ者ハ徒ラニ成功ヲ貪リテ被告人ヲ弄スル如キ所爲ナカラシコトヲ期スヘキナリ

六 留置人取扱及遞傳護送

本項ハ警察官吏ニ於テ留意ノ目タリ蓋之ヲ等閑ニ看過セハ平々凡々タル事項ナレトモ人權貴重ノ上ヨリ監察セハ忽諸ニ付スヘカラサルヲ認ムルニ難カラサルナリ且又其取扱方ニ至テハ經驗上困難ノ點少シトセス加之獎害百出苦情孳生シテ事務上一ノ妨碍物ナリ

留置ニ二種アリ一ハ行政警察ノ範圍ニ於テ一時人

人民ノ怨恨ヲ招クヘカラス其食物ノ如キハ成規ノ許ス限リハ充分ニ之ヲ給與シ價直ヲ減シテ粗惡ナル食物ヲ供給スヘカラス聊カニテモ懲戒ノ意ヲ含シテ留置スヘキモノニアラサルヲ以テ留置中之ヲ虐待スルカ如キ所業ヲ慎ムヘシ臥具ハ可成清潔ヲ旨トシ寒暑ニ應シテ相當ノ物ヲ貸給スヘシ

行政警察ノ範圍ニ於テ人ヲ留置スルハ事理ニ於テ宜シキヲ得サルモノナリ必竟スルニ此種ノ留置ハ未ダ司法部内ニ移ラサル前即チ被告事件トナラサル前ニ於テ嫌疑ノ爲メ取調ヲ要スルトキ一時留置スル者ナリト雖疑心元ト是レ暗鬼ヲ生シ易シ嫌疑アリトテ濫ニ人ヲ留置シテ之ヲ窘ムルカ如キハ勉メテ避ケサルヘカラス又或ル場合ニ於テハ剛愎ナル者ニ對シ説諭ヲ名トシテ之ヲ留置スルモノアリ

行政警察上實ニ便法タリ然レトモ人智進ミ法理明ナルニ從テ如此手段ヲ施シテ人ノ自由ヲ束縛スルヲ許サ、ルナリ巡閱官ノ査閲ニ方テハ行政警察ノ範圍ニ於テ留置シタル者アレハ其留置ノ原由留置ノ日數時間留置中取調ヘタル事體ノ要領等ヲ質問

司法警察ノ範圍ニ屬スル留置人ニ對シテハ其取扱方都テ監獄則同施行細則及看守及監獄備人分掌側等ニ據ルヘキハ勿論ノコトニシテ決シテ等閑ナル取扱ヲ爲スヘカラス警察ノ監獄ニ於ケル各其主掌ノ事務ヲ異ニスルヲ以テ警察署ノ留置場ニ在ル被告人ヲ視ルコト拘置監ニ在ルモノト別異ナキ能ハス要スルニ警察ハ自ラ警察自身ノ主務アリテ監獄事務ハ其傍務タルカ故ニ自然ニ之ヲ疎ニスルノ情アリ監獄則チ按スルニ第一條第五項ニ曰ク留置場、刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得ト故ニ警察署ニ於ケル留置場ハ取リモ直サス小監獄タリ既ニ小監獄タルモノトスレハ是レニ從事スル官吏ハ司獄官ノ性質ヲ帶ヒサルヲ得ス焉ソ留置場ニ關スル事務ヲ疎シテ可ナランヤ然レトモ之ヲ實際ニ徵スルニ警察官吏ニ監獄思想ナキヲ以テ此弊ニ陷リ易キナカラシカ備ハラシテ君子ニ望ムノ嘲ヲ求ムルニ似タレハ上官ニ於テ宜シク警察官吏ノ監獄思想ヲ養成スルノ方法ヲ講究アラシク希望ス(未完)

法令註解

法令註解

○法律第三十一號

國家ハ一個人ト同シク一個ノ現有物ニシテ國家ハ亦其意思ヲ有スルモノナリ其意思アリ故ニ能ク其ノ生存ヲ計ルコトヲ得其意思ノ發表ハ則チ法令ニシテ法令ハ以テ其臣民ノ行爲ヲ規定スルコトヲ得ル言論ノ如キ集會ノ如キ結社ノ如キ總テ人權ニ關スルコト大ニシテ亦夫レ等發達ノ如何ハ國家ノ文化ニ最大ノ關係ヲ有スルコト素ヨリ論ナク國家ノ爲メ必要欠クヘカラサルモノナリト雖モ國家ハ能ク夫レ等ニ對スル人權ヲ制限スルコトヲ得ルモノナリ故ニ憲法第二十九條ニモ日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有スト云ヘリ然ラハ則チ事体ノ善ト惡トヲ問ハズ國家ハ其意思ノマニマニ其意思ヲ發表シテ以テ臣民ノ行爲ヲ規定スルコトヲ得ルモノナルコトヲ見ルヘシ況ンヤ言論著作印行集會及結社ノ類ニ於テヤ集會ノ如キ結社ノ如キ言論著作印行ノ如キ社會ニ利益ヲ及スコトノ勢力大ナル割合ニ夫レ等ニ

五十

シテ一旦濫川ノ弊起ランカ其禍害ヲ及ホス勢力亦測リ知ル可カラサルモノアリ故ニ國家ハ其生存ヲ計ルカ爲メ其等ニ對スル規定ヲ設ケサルヲ得サルナリ集會條例ノ如キハ蓋シ其一ナリトス本邦ニ於テハ明治十三年四月五日第十二號ヲ以テ集會條例ヲ制定セリ然ルニ二十二年十二月法律第三十一號ヲ以テ其條例ノ第七條ニ改正ヲ加ヘタリ今マ對照ノ便ニ供センカ爲メ左ニ十三年布告ノ第七條ト法律第三十一號ヲ舉ク

十三年ノ第七條

政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ陸海軍人常備豫備後備ノ名籍ニ在ル者警察官官立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス

二十二年法律第三十一號

政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海軍人警察官官立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ

加入スルコトヲ得ス

對照以テ見ルヘシ法律第三十一號ハ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ陸海軍軍人常備豫備後備ノ名籍ニ在ル者トアルヲ現役及召集中ニ係ル豫備ノ陸海軍軍人と改正セルモノナルコトヲ見ルヘシ故ニ此點ニ付キ一言セント欲ス

夫レ政事ト公力ト合同センカ國家ノ生存ヲ妨害スルコトナキヲ保ス可カラス故ニ國家ハ其弊害ヲ認メテ軍人ノ政治ニ關係スルコトヲ禁止セル所以ナランカ抑々軍人トハ將官及同等官上長官士官下士諸卒ヲ云フ故ニ十三年布告第十一號ニヨレハ上ハ將官ヨリ下モ諸卒ニ至ルマテ苟モ軍人ノ名籍ニアルモノハ總テ政事ニ關係スル事項ヲ講談論議スル集會ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得サラシメタリ然ルニ軍人ニハ現役ニ服スル軍人ト豫備ニ屬スル軍人ト後備ニ屬スル軍人トノ三種アリ豫備後備ニ屬スル軍人ハ身分共軍人タルコトハ素ヨリ論ナシト雖モ彼等ハ或ル場合ノ外ハ常人ニ異ナラス全ク現役軍人トハ其性質ヲ異ニス故ヲ以テ豫備後備ノ軍人ハ現ニ公力ヲ構成セルモノニアラサル

ナリ此等軍人カ政治ニ關係シタリト雖モ現ニ公力ヲ構成セサル以上ハ政治者ト公力構成者ト合同スルノ憂ナシ從テ國家ノ生存ニ禍害ヲ及ホスノ虞ナシ故ニ法律第三十一號ヲ發布シテ以テ豫備後備ノ軍人ニ集會ノ自由及結社ノ自由ヲ與ヘタル所以ナリ又衆議員選舉法第十五條ヲ見ヨ陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス其休職停職ニ在ル者亦同シトアリ蓋シ其意法律第三十一號ト同一ナリ現役中ハ公力ト政治ト合同スルノ故ヲ慮リテ選舉權ヲ行ハシメス又被選人タルコトヲ得サラシメタルナリ政治ト公力ト合同スル憂ナキ豫備後備ノ軍籍ニアル陸海軍軍人ハ選舉權ヲ行フコトヲ得亦被選舉人タルコトヲ得ルナリ已ニ政治ト公力ト合同ノ憂ナキ以上ハ國家ノ生存ニ禍害ナシ故ニ其集會結社ノ自由ヲ與フルハ反テ國家ノ生存ヲ活潑ニスル所以ナリ試ミニ陸軍刑法ヲ見ヨ海軍治罪法ヲ見ヨ陸海軍刑法ヲ適用スル場合ハ其刑法ニ特例アラサル限リハ召集中ノ豫備後備ノ軍籍ニ在ルモノ、犯罪ト現役軍人ノ犯罪ノ場合ニ適用スルニ止マリ豫備後備ノ軍人ノ犯

法令註解

五十一

罪ノ場合ニハ通常之レチ適用セサルモノアリ見ルヘシ豫備後備ノ軍人ハ一定ノ場合ノ外ハ常人ニ異ナラサルコトヲ然ラハ則チ常人ノ如ク豫備後備軍人ニ集會結社ノ自由ヲ與フルハ反テ國家生存ヲ活潑ニスル所以ナリ而シテ明治二十二年十一月徵兵令ノ改正ヤ實ニ法律第三十一號ノ發布ヲ促セルモノナランカ其改正ヤ貧富貴賤平等ニ一定ノ年齢ニ達シ一定ノ資格アルモノハ亦タ兵役ノ義務ヲ負擔セサル可カラサルニ至レリ

(以下嗣出)

寄書

○警察官信用論

尾陽 望金 生

警察官ハ世人ニ向テ威信ヲ全フシ而シテ其畏敬ヲ受ケサルヘカラス是レ警察ノ効力ヲシテ廣大ナラシムルニ至要ノ條件ナリトス然ルニ茲ニ威信ト云ヒ畏敬ト云ヒタレハトテ決シテ權威ヲ弄ヒ又人ヲシテ畏懼セシムヘシト謂フニアラス反テ誠心實意

ヲ盡シテ社會及其分子ノ便益ヲ保拂スヘキモノトスルナリ之ヲ反言スレハ警察官ハ世人ニ輕侮セラヘカラス尊重セラレヘシト云フニ外ナラサルナリ若シ過テ輕侮ヲ受ケ不信用ヲ來ダスヘキ理由アラシニハ譬ヒ誠心ヲ以テ職務ヲ盡サント欲スルモ世人ノ爲メニ用ヒラレサルチ如何ノセシ故ニ警察官ハ最モ善ク身ヲ慎ミテ自ラ守ル所嚴重ナラサルヘカラス善ク身ヲ慎ミテ自ラ守ル所アルモ仍ホ世人ノ爲メニ尊重セラレサルカ如キハ是レ世人ノ過ナリ警察官ノ咎ニアラサルナリ警察官ハ自ラ守ル所サヘ守レハ決シテ意ヲ枉ケテ世人ニ媚フルチ要セサルナリ警察官ノ進退ハ專ラ法ト理トニ據ルヘク強ク毀譽褒貶ヲ以テ念トスヘカラスナリ唯々警察官ノ職務ハ繁雜ニシテ端倪スヘカラス一々法ノ明文ノミニ由テ舉措スヘカラスアルコトアリテ特ニ法ノ精神ヲ付度シ自ラ信スル所ニ基キテ動止セサルヘカラスアル場合アリ此等ノ場合ニ於テハ平生世人ノ尊信ヲ受クルモノハ容易ニ職務ヲ辱カシムルコトナクシテ實行シ得ヘク否ラサルモノハ事ニ觸レ物ニ當テ阻礙ニ撞着シ徒ラニ苦慮ヲ要シ不快チ

慮スルノミナラス甚シキハ遠ニ職ニ在ルコトサヘ能ハサルニ至ルヘシ思ハサルヘケンヤ予ハ槩シテ警察官ノ威信ヲ全フシ畏敬ヲ蒙ルヘキ要點ヲ分ツテ節儉及質實ノ二段トナシ敢テ聊カ論スル所アラン

節儉ハ身ヲ修ムルノ大本ナリ人節儉ナラサレハ品行自ラ端正ナラス其故ハ節儉ナラサレハ窮乏ヲ免カラス窮乏ナレハ衣食給セス衣食給セサレハ心氣爽快ナラス心氣爽快ナラサレハ意思堅固ナラス意思堅固ナラサレハ自重心薄弱ナリ夫レ人類ノ社會ハ主トスル所各々自重心アルニ由テ成立スルナリ社會ノ機關ハ之ニ由テ能ク其軌ヲ脱セシテ運行スルナリ而シテ人ノ自重心アルハ生存ノ競争ニ根基セリ試ニ思ヘ若シ世ニ道德ノ制裁ナレハ人々皆ナリ欲シ縱ニシ放逸奸詐毫モ忌憚スル所ナカルヘシ然ラハ設シ法律ノ制裁アリテ惡ヲ作者ハ各々其罪ノ輕重ニ從テ刑罰之ニ加フルトトセンモ所ノ懲罰ノ苦惱ニ比シテ著大ナランニハ即チ得失相償フコト得ハ何チ憚テカ爲サ、ル所アラン夫ノ

犬猫ヲ見ヨ譬トヒ魚肉ヲ窃取スレハ棍棒ヲ喫セシメラル、コトヲ熟知スルモ若シ其魚肉ノ香味ニシテ棍棒ノ苦痛ニ優レリト思量スル時ハ一モ他ニ顧ル所ナク直前シテ之ヲ咬ヘ去ルニアラスヤ人類ト雖モ若シ道德ノ後顧アルニアラス惡ヲ作スモ管々直接ニ其罪ヲ罰セラル、ノミニシテ將來ノ生存上ニ顯著ナル間接ノ損害ヲ貽ストナキモノナランニハ亦タ何ソ犬猫ニ異ナル所アランヤ但タ人類ノ社會ニハ道德ノアルアリテ一旦罪惡ヲ犯シタル者ハ爾後人ノ信用ヲ闕キ如何ナル事業ヲ企ツルモ嫌忌シテ之ニ應スル者ナキニ至ラントス人ノ惡事ヲ行ハサルハ主トシテ此恐怖心アルニ由ルナリ商工若シ機ニ乘シテ價ヲ二ニシ以テ不當ノ暴利ヲ貪ルコトアラシカ社會ハ其人ヲ擯斥シテ復タ之ニ信用ヲ置カス後ニハ顧客多ク去テ他ノ同業者ニ就カン所謂競争トハ則チ此後顧ノ爲メニ能ク忍耐自ラ守ルノ義ニシテ不當ノ欲望ヲ戒メ守ルヘキ程度ヲ守ラシムルノ樞機タリ蓋シ道德ハ結局之ト同物ナランカ故ニ曰ク人ノ競争心自重心廉恥心及德義心アル間ハ斷シテ惡事ヲ爲ストナシ然レハ一旦誤テ自暴自棄

ノ迷心ヲ生スルヲアランニハ容易ニ自ラ拾收シ自ラ抑制シテ本來ノ我ニ復スヘカラス是ヲ以テ最初ヨリ我心ニ管輪ヲ施シ深ク自ラ己ヲ愛重シ堅忍不撓以テ情欲ヲ制シ掬躬勵精以テ職務ニ従事シ以テ吾心ニ非望ノ起ルヘキ餘地ナカラシムヘシ是品行ヲ修メ人ノ信用ヲ博スヘキ要訣ナリト又節儉ナラサレハ品行端正ナラスト曰フ説チ更ニ他ノ方面ヨリ觀察スレハ節儉ナラサレハ財用足ラス財用足ラサレハ負債ヲ生ス負債ヲ生スルハ是レ品行端正ナラサルノ一要素ニアラスヤ負債者ハ債主ニ對シテ義務アルナリ其義務ヲ終ラサル間ハ彼ニ對シテ自ラ讓ル所ナカルヘカラス何トナレハ（茲ニ所謂負債トハ重モニ期限ヲ定メテ貸借ノ約束アルニアラス生活ノ需要品ヲ購ヒテ其價ヲ償ハス由テ負債ノ義務ヲ生シタルモノナルヘケレハ）我ニ於テ讓ル所ナケレハ彼ニ於テモ亦寛假スルヲアラサルヘシ故ニ人情トシテ常ニ戰々兢兢ノ思ヲ免カレサレハナリ此クノ如キ義務ヲ負擔スレハ其間究カモ進退舉止ノ自由ヲ有セサルニ似タリ豈ニ震悚セサルヘケンヤ聞ク獨逸國ニ於テハ官吏ニシテ不相當

○後見人ノ制

九坡 逸 人

瘋癲白痴ノ者及幼年ノ孤兒ハ自ラ財產ヲ治メ得サルヲ勿論ナレハ後見人ヲ定メテ之ヲ保護セシムルノ一般ノ例ナリ然ルニ我國ノ舊慣ニ由レハ後見人ハ主トシテ尊族親ニ限ルトモ謂ツヘキ次第ニテ間々縁故アル人々例之ハ亡父ノ朋友ナトニテ後見人引受クルヲモアレハ是ハ死者ノ遺囑トカ又ハ親族一同ヨリノ依頼トカニ基クニテ別ニ町村ニ於テ干渉スルカ如キ習俗アルヲ聞カサルナリ故ニ不幸ニシテ後見人タル親族故舊ノ虎狼心ヲ挾ミテ被後見人ノ財產ヲ押領セント欲スル場合アリ又縁ルヘキ相當ノ親族故舊アラサシテ幾多ノ財產ヲ舉ケテ近隣ノ惡漢ヲ飽カシムヘキ好餌ニ委スルヲアリト想像セヨ其危キヲ果シテ如何ンヤ茲ニ一暴富翁アリ鉅萬ノ財產ト白痴ノ子女トヲ遺シテ死亡セリ然ルニ其親族ハ大概貧者ニシテ平生暴富翁ノ吝チ怨ミ福チ嫉ミアリタレハ好機乘スヘシト爲シ窃ニ管店輩ト通謀シテ遺產ヲ横奪分所シ正當ノ相續者タ

ノ負債アルチ容ルサス故ニ不相當ノ負債アル者ハ就官スルチ得ス在官中ニ之ヲ生スレハ斷然罷免セラル、ナリト我國ニ於テモ既ニ其法アレハ慎テ負債ヲ生セサル様注意スヘキナリ負債ヲ生セザラントスレハ節儉ナラサルヘカラス嗚呼節儉ナル哉節儉ナル哉  
負債アルハ是レ品行端正ナラストノ理由ハ昔ク世ニ知ラレタルトナレハ深クハ茲ニ之ヲ喋々セサルナリ要スルニ現世ハ實ニ錢ニ世界ナリ黃金世界ニハ前途尙遠達ナルヘシ錢ハ世界ヲ支配スト西洋ノ俗諺ニ云ヘリ錢ナケレハ品行美ナラス錢ナケレハ人ノ信用薄シ錢ナケレハ人我ヲ尊重セス結局錢アルハ幸福ニシテ錢ナキハ不幸ナリ錢ヲ得ント欲スレハ節儉ノ外アルヘカラス節儉セサルヘカラス節儉スヘシ警察官ハ社會ノ運轉手ナリ運轉手ニシテ節儉ノ手本ヲ出ダサハ船中一體ニ節儉ニ傾向スヘシ然ラハ我國ノ富強期シテ待ツヘキナリ嗚呼節儉ノ力モ亦大ナル哉  
(未完)

白痴ノ子女ヲシテ卻テ饑寒ノ苦境ニ陥ラシムルヲアリト假定セハ如何社會ハ決シテ之ヲ默視スヘカラサルヘシ若シ司法警察ニ於テ罪跡ヲ發見セハ固ヨリ之ヲ不問ニ付セサルヘク又設トヒ未タ事ノ此ニ至ラサルニ際シ警察官又ハ市町村長ニ於テ白痴者ニ危險ノ虞アリト認メテ親族ニ懇諭スルヲアルモ親族ニシテ不親切ナルカ又ハ隱ニ不良心ヲ懷クナランニハ到底期スルカ如キ効果アラサルヘシ不幸者ノ既ニ窮迫セル後ニ刑事上ノ干渉ヲ施ストアルモ之レカ爲メニ何ノ益スル所カアラン要ハ豫防的ノ保護ニアリ以テ不幸ナル人ノ子ノ故ナクシテ飢渴ニ泣クヲ豫防スヘク以テ良民ノ偶然法網ニ觸ル、チ豫防スヘシ獨逸國ニ於テハ町村長ニ孤兒及瘋癲白痴者ノ爲メニ所轄裁判官ニ向テ後見人ヲ定メラレントチ開申スヘキ義務ヲ負ハシメタリ實ニ我ニ於テモ傲フヘキ良制ナリト思惟ス故ニ其事ノ一斑ヲ記シテ當局者ノ注意ヲ促サントス  
先ツ右ニ言フカ如ク町村ノ吏員殊ニハ町村長ハ其管内ニ於テ孤兒トナリ及瘋癲白痴ノ者アル時ハ其後見人ヲ定メラレントチ所轄ノ後見事務裁判所ヘ

開申スヘク該裁判所ノ後見人ヲ選定シ且之ヲ監督スル上ニ於テハ町村ノ補助ヲ要シ町村ハ其公民中ヨリ一人又ハ數人ノ後見事務委員ヲ舉ケテ之ニ應スルモノトス其選任法ハ他ノ町村職員ノ例ニ依ル其職ハ勿論無給ノ名譽職ナリトス大ナル町村ニ在テハ之ヲ數部ニ分チ每部ニ該委員ヲ置クコトアリ時宜ニ由リテハ此職ヲ他ノ町村事務ト合併シテ其職員ヲシテ兼攝セシムルコトアリ(例之ハ貧民委員)

### ○警察及司獄官ノ官宅ヲ普及スヘシ

番町 一寒生

國家ノ官吏ト爲ルコトハ人々ノ榮譽トシ希圖スヘキ所ニシテ亦國民ノ權利ニ屬スル一事ナリ然レモ官吏タル者ハ悉ク夫々ノ責任アリテ隨意ノ進退ヲ容ルサス社會ノ形勢倍々繁雜ニ趨キ而シテ官吏ノ員數ヲ急々減少スルニ至レハ多事頭上ニ墮來シ轉テ艱楚ニ呻吟スルコトアルヘシ又眼ヲ轉シテ官吏ノ所得ヲ察スレハ經濟世界ニ於テ畧々同一ノ業務ヲ

得ノ四五分一ヲ賃房ノ爲メニ抛タサルヘカラスト聞ケリ故ニ普國ニ於テハ廿餘年來漸次官宅住居ノ制ヲ設ケ現今ニ至リテハ既ニ官吏全体ノ百分八餘ヲ官宅ニ入ラシメタリト我國ノ都會ニ於テモ廣袤ノ甚シキカ爲メニ官吏ノ往來ニ時ヲ費スコト尠少ナラサルヘシ故ニ無益ノ勞ヲ要スルコト言フ須ダサレナリ然レトモ官吏ノ官宅ヲ設クヘキ必要ハ之ヲ外ニスルモ仍ホ一層緊急ナル者アリ何時ヲ問ハス需要アル毎トニ官吏ノ執業ヲ望ムヘキ地位例之ハ警察及監獄官ニ在テハ官宅ヲ必要トスルコト愈々顯著ナリ又官吏ノ所得ヲ安固確實ニシテ後顧ノ憂慮ナク其途ニ安シテ職務ニ拘躬如ドラシメンコトヲ欲スレハ借家料ノ昂騰頻リナル地ニ於テ宜ク官宅ヲ設クヘキナリ官宅ニハ資金ニ相應スル借料ヲ課スヘシ(世間ノ比例ヨリハ著ク減縮スルヲ要ス)故ニ官ニ於テハ甚シク損スル所ナク而シテ官吏ニハ廣大ナル恩惠ヲ施ストナルナリ予モ今述ニ悉ク官宅ヲ造設スヘシトハ言ハス止メ方今地價ノ未ダ甚ク騰貴セサル日ニ於テ豫メ方案ヲ定メテ用地ヲ買收シ置キ又ハ東京ノ如ク不用ノ官有地多キ土地

執ル者ニ比シ大ナル徑庭アリテ收利ハ以テ勤勞ヲ償ハサルコトヲ目撃スルノ日決テ向來遙遠ナルヘカラス今ハ不幸ニシテ經濟上ノ變遷時期ニ會セリ故ニ農商工ノ諸業モ一時活氣ヲ失ヒ算盤ヲ抱キテ官吏ノ洪福ヲ羨マシムルカ如キ變狀ヲ呈セシナリ是然シナカラ實ニ變狀ナリ一時ノ出來事ニ過キサルナリ一旦正例ニ復センカ官吏ハ益々困弊ニ泣クヘシ是ヲ以テ歐米ノ文明國ニ在テハ一ハ在職中ニ居室ヲ給シ二ハ退隱後ノ恩給ヲ饒ニシ以テ官吏ヲシテ安心安ンシ意ヲ專ニシテ公事ニ執掌セシムルコトナセリ若シ此等ノ保護ノ設ケナカラシメハ經濟世界ノ既ニ大ニ發達シタル諸國ニ在テハ有爲ノ人物將タ何ノ爲メニ官吏ト爲リテ故ラニ利ヲ舍テ卻テ獎ヲ取ルモノアラシヤ予ノ茲ニ特ニ重キ官宅ニ置ク所以ハ歐米ノ大都會ニ在テ土地ト家屋ノ貴キコト眞ニ意想ノ外ニ出テ設令ヒ高價ヲ投セント欲スルモ寧ロ應スル者ナキ始末ナレハ住居ヲ給セラハ、コトノ恩德ハ著ク我國ノ情勢ニ勝ルモノナルコト思量スレハナリ伯林ノ如キハ決シテ殷富ヲ倫動バリニ爭フコト能ハスト雖拒仍ホ官吏ノ如キハ其所

ニ在テハ漸々費途ノ許ルズ限り建築ニ着手セラレタリト希望スルナリ既ニ今日ニ於テモ警察官及司獄官ニシテ官宅ノ設ケアル地少ナカラスト聞ケトモ予ハ未ダ之ニ満足セサルナリ予ハ各地ノ警察署長ヲケナリトモ早晚悉ク官宅ヲ有スルコトナスヘシト思惟ス尤官宅ハ該官署ニ建出シテ爲シ或ハ其一部分ヲ區劃シテ之ニ充クルコトナスヘキモノナルヘシ遠ク官署ヲ距リテ官宅ヲ置クハ其利半ハ不足ラサルナリ序ニ官有地殊ニハ市中ニアルモノヲ賣却スルコトノ不得策ナル所以ヲ一言セントス何レノ國ヲ問ハス富庶愈々上進スレハ地價先ツ其影響ヲ蒙リテ隨テ倍々騰貴スルコトナリ故ニ今眼前ニ於テ不用ナリトスレハトテ他日何時之ヲ必要トスルコトナキヲ知ランヤ一旦賣却スレハ將來幾十幾百倍ノ多額ヲ支出セサルヘカラサルヲ知ランヤ般艦遠カラス歐米ノ各地ニアリ何ソノ之ヲ省察セサルヤ

### ○警察官ノ權利義務

#### 第一 權利

駿臺居士

寄 稿

凡ソ警察官吏其職務上ヨリ出ル所ノ權利ハ概ネ左ニ掲グル所ノ件々ナリトス

(第一) 警視總監及知事ハ部内ノ警察事務ニ付其職務若クハ特別ノ委任ニ依リ法律命令ノ範圍内ニ於テ警察令又ハ府縣令ヲ發ス 警視廳官制第七條及地方官々制第三條參看スヘシ

(第二) 警察官ハ己ノ職權ニ依リ若クハ上官ノ命令又ハ他行政官ノ請求ニ應シ司法警察ニ關シテ檢査官ノ命ヲ受テ其職務ヲ執行ス 地方官々制モノナレハ又テ人民ヲシテ能ク其指揮命令ニ服從セシムルノ權ヲ有ス

(第三) 巡查ニ係ル職權ノ大要ハ

- (一) 受特區内ノ安寧及秩序ニ對シ之ヲ維持スルノ權アリ
- (二) 一般法律規則ニ根據シテ職務ヲ行フニ方リ其必要アルニ際シテハ人民ニ向テ指揮ヲ爲スノ權ヲ有ス但シ命令ヲ下スノ權ナキモノトス
- (三) 緊急避クヘカフサル危難即チ水火災等非常止ムチ得ザルノ場合ニシテ他ニ上官ノ命令

者同上第四百條

(二) 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者 同上第四百條 其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者 同上

(乙) 在職官吏ニ對スル侮辱ノ罪ハ該官吏法律ニ反スルノ處分ヲ爲シタルト雖モ之ニ由テ

其刑ヲ免スヘキ限リニアラス 凡テ何人チ問ハス何レノ場合チ論セス職權ヲ使用スルノ場合ハ勳モスレハ越權ニ傾キ易キモノナリ

殊ニ警察官吏ハ愼密ノ注意ヲ加ヘ所謂戰々兢兢ノ造次顛沛ノ間モ深思熟慮ヲ欠カスシテ平穩正當ノ處分ヲ執行スルコトヲ勉メサルヘカラス

第二 義務及責任

(第一) 官吏服務紀律上左ノ責任ヲ有ス

(一) 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲスヘシ ○二十年勅令第三十九號 官吏服務紀律第一條

(二) 官吏ハ己ノ職務ニ關スル又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトチ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコ

待ツノ機會ナキトハ所謂臨機適應ノ指揮ヲ爲スコトヲ得然モ此臨機適應ナル語ハ其宜ヲ得ルト否トノ間髪ヲ容レサルモノナレハ尤モ注意ヲ加ヘテ條理正當ノ處分ヲナスヲ要ス

(第四) 巡查ハ其職務ヲ行フニ際シ内務省乙第三號達巡查帶劔心得第一條明文ノ範圍内ニ於テハ兵器ヲ使用スルコトヲ得

(第四) 官吏其職任ノ尊重及威望ヲ維持シ且他ノ侵凌ヲ被ラサルヲ確保スル爲メ國家ヨリ官吏ニ與フル特別ノ保護

(甲) 官吏ノ職務ヲ行フチ妨害スルモノ即チ左ニ掲グルモノニ對シテハ刑法上ノ罪ヲ免レサルモノトス

(一) 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者 刑法第三百三十條

暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ヌ可ラサル事件ヲ行ハシメタル者 同上

(二) 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏チ歐傷シタルトチ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦然リ 同第四百條

(三) 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ス 同上第六條

(四) 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝義又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トチ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス 同上第八條

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜賜給並ニ贈遺ヲ受クルトハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス 同上

(五) 官吏並ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニアラサルハ直接ト間接トチ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス 同上第十一條

(六) 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス 同上第十三條

(七) 警察官吏ハ政社政黨等ニ加入セサルモ亦責任ノ一ナリトス

寄 書

(八)官吏殊ニ警察官吏ハ其上官對シ敬禮ヲ失フヘカラス十九年内務省訓令第十九號警察官吏禮式心得

(九)在職警察官吏ニシテ府縣會議員若クハ市會議員町村會議員又ハ衆議院議員タルコトヲ得ス府縣會議員第十三條市町村制第十五條若シ非職衆議院議員選舉法第九條ヲ參看スヘシ

(第二)官吏其位置ニ對ルニ信用ヲ保持スヘキ爲メ左ノ責任ヲ有ス

(一)官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハズ廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス若クハ威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコトヲ勉ムヘシ官吏服務紀律第三條

(第三)官吏其職務ヲ執行スルニ際シテハ左ノ責任ヲ有ス

(一)官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ同上官吏服務殊ニ警察官吏ハ上官ノ命令アルハ決シテ違背スルコトナク速時ニ其事ヲ行ハサルヘカラス

(二)警察官吏其職務ヲ執行スルニ當テハ其公務ニ從由スルコトヲ快トスル心ト之ヲ愛スルノ意トニ由テ常ニ公正ナル思念ヲ標準トシテ之ニ當テラサルヘカカス

(三)凡ソ警察官吏ハ公共ノ秩序及ヒ安寧等ニ關係アル一切ノ事物ヲ注視監察スルノ責アリ故ニ當然其盡スヘキ職務アルニ當テハ設令ヒ其行務上ヨリ自己ノ身上ニ危險及ヒ損害ヲ生スルノ恐アルモ決シテ之ヲ忌避スルノ舉動アルヘカラス

(第四)凡ソ官吏ハ一方ニハ其職務執行スルニ於ケル職權及ヒ之ニ對スル特別ノ保護ヲ附與セラレタルカ爲メニ又一方ニハ官吏カ其職務ヲ當然執行スヘキ場合ニ執行セス又ハ其權限外ニ其職務ヲ使用若クハ濫用スヘカラサルノ責任アルモノナリ故ニ之ニ違犯シタルハ官吏濫職ノ罪トシテ刑法上ノ罪ヲ免レサルモノトス

六十一

(第一)職務ヲ當然執行スヘキ場合ニ執行セサル者

(一)人ノ身體財産ヲ妨害スルノ犯人アルニ當リ豫審判事檢事警察官吏其報告ヲ受ケテ速ニ保護ノ處分ヲ爲サ、ル者 刑法第二百七十七條

(二)水火震災ノ際官吏囚人ノ監禁ヲ解クコトヲ怠リ因テ死傷ニ致シタル者 刑法第二百八十一條

(第二)職權ノ濫用

(一)官吏擅ニ威權ヲ用ヒ人ヲシテ其權利ナキ事ヲ行ヘシメ又ハ其爲スヘキ權利ヲ妨害シタル者 刑法第二百七十七條

(二)逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ遵守セスシテ人ヲ逮捕シ又ハ不正ニ人ヲ監禁シタル者 刑法第二百七十八條

(三)逮捕官吏司獄官吏及護送者囚人ニ對シ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者 刑法第二百七十九條

(四)裁判官檢察官及警察官吏被告人ニ對シ罪狀ヲ陳述セシムル爲メ暴行ヲ加ヘ又ハ凌虐ノ所爲アル者 刑法第二百八十二條

(第三)賄賂ノ收受

(一)官吏人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者 刑法第二百八十四條

(二)裁判官檢察官警察官吏刑事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者及ヒ之ニ因テ被告人ヲ曲庇若クハ陷害シタル者 刑法第二百八十五條

(三)裁判官檢察官警察官吏賄賂ヲ收受聽許セスト雖匪情ニ恟カヒ又ハ怨ヲ狹サミ被告人ヲ曲庇陷害シタル者

(第四)官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件ヲ窃取シタル者 刑法第二百八十九條

翻譯

○メルボン監獄吏員服務規律(第三號續)

第五十一條 看守長ハ監察官若シハ巡閱官ノ巡閱 警保局出仕 具 木 喬 譯

毎ニ其前回ノ巡閱以降ニ生起セシ成規外ノ事項ヲ申告スヘシ但成規外ノ事項ニシテ重大ナルコト及不意ノ事變其他非常ノ災變ニ就テハ看守長ハ即時ニ書面又ハ電信ニテ監察官ニ報告スヘシ

第五十二條 看守長ハ夜間決シテ監獄ヲ離ルヘカラス又監察官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ女監取締ノ監獄ヲ離ル、トナ許スヲ得ス又獄内ニ從屬セル者ノ外ハ監内ニテ寢睡スルコトヲ許スヲ得ス

第五十三條 看守長ハ看守長見習及上席看守ノ設置ナキ所ニテ必要アルニ當テハ其事務ヲ代辨スヘシ

第五十四條 看守長ハ如何ナル場合ト雖モ其次位ノ吏員ト同時ニ監獄ヲ離ルヘカラス若シ己ムヲ得ス監獄ヲ離ルハトキハ假令不意ノ事發生ス

方ノ驗屍官並ニ監察官ヘ同時ニ其旨ヲ通知スヘシ若シ又出來得ヘケレハ其死者ノ親屬又ハ故舊ニモ通知スヘシ

死體ヲ棺柩ニ入ル、時ハ能ク被覆セラレシカ其死ハ登録セラレシカ又其埋葬ハ生存中ノ契約通リニ適當ニ扱ハレタルカヲ注視スヘシ

第五十八條 監獄於テ受領セシ金錢ハ總テ簿簿ト共ニ監察官ニ移送スルヲ要ス其移送ハ週間毎ニ之ヲ爲シ既定ノ日時ニハ必ズ到着スル様ニ致スヘシ如何ナル事情アルモ移送スヘキ週間ノ末日ヨリ一週間以外留置クコトヲ得ス

刑事被告人並ニ短期刑囚ニ屬スル金錢ハ其放免ノ際還附セラル、カ又ハ成規ニ依リ使用セラル、迄看守長ニ於テ保管スルコトヲ得其金額并ニ其金額ノ受領日及還付日并ニ使用日ハ此等ノ事

ルトモ直ニ應スルヲ得ル爲メ何時ニテモ其居所ノ知レ得ル様ニ爲シ置クヘシ但公然監獄ヲ離ル、ノ許可ヲ得タルハ此限ニアラス

第五十五條 監獄醫ノ監獄内ニ居住セサル者ハ召喚ニ應シテ來監診察スル規定ナルヲ以テ看守長ハ其來監診察ニ定日ナキ場合ト雖モ夫レカ爲メニ疾病又ハ傷痍等ヲ醫師ニ診察セシメスシテ其儘ニ放棄シ置クコトヲ得ス又醫師ノ命令ハ嚴重ニ且注意シテ施行スヘシ

第五十六條 看守長ハ囚徒ノ負傷又ハ重病ニテ危篤ナルニ際シテハ其歸依セル宗教管長ノ來監接見ヲ得セシムルノ手續ヲ爲シ又該囚徒ノ親屬ノ姓名體ニ知レ居ルトキハ危篤ノ狀況ヲ其親屬ニモ通知スヘシ

第五十七條 看守長ハ囚徒死亡セシ場合ニハ其地ヲ記スル爲メニ備ヘアル簿冊ニ記載スルヲ要ス其還付及使用ノ事由ハ總額ヲ記シアル反對ノ位置ニ還付ヲ受ケシ者又ハ使用セシ者ヲシテ記載シ置カシムヘシ

第五十九條 如何ナル囚徒ダリトモ先ツ看守長若クハ其次位ノ吏員之ヲ檢視スルニアラサレハ放免若クハ他監ヘ移送スルコトヲ得ス又其放免若クハ移送ニ先ダチ其囚徒ニ屬スル所持品ヲ確證スル爲メ領置品簿ニ照査シ其照査ノ結果并ニ使用センカ爲メ還付スヘキモノナキトキハ其旨ヲモ告知スヘシ

第六十條 囚徒ヲ處罰スル時ハ掛官吏ヲ除クノ外ハ地方新聞記者ノ代表者一人并ニ監獄總監若クハ監察官ヨリ許可ヲ得タル者ニアラサレハ其場所ニ臨ムコトヲ得ス

第四章 醫師ノ分掌

第六十一條 各監獄ノ醫師ハ謝儀ナク其監獄ノ吏員(自己ノ親屬ニ)并ニ其拘禁者ノ醫療ニ從事シ

適當且充分ナル内外科術及藥劑ヲ施スヘシ

監獄内ニ居住セサル醫師ハ醫長ヨリノ要求ニ應

シテ來監シ又何時ニテモ看守長ノ召喚ニ應シテ

來診スヘシ

第六十二條 醫師ハ囚徒ノ新ニ入監スル毎ニ直ニ

之ヲ診査シ其健康ノ狀況并ニ其健康ニ關スル必

要事項ヲ記録シ置クヘシ

第六十三條 醫師ハ其診査上知得セシ異常ノ事項

即チ記憶認知ヲ助ケ得ルカ如キ狀貌ヲ看守長ニ

通告スヘシ

第六十四條 醫師ハ一定ノ時間間其受持ニ係ル總

テノ囚徒ヲ診査スヘシ若シ囚徒ノ健康カ獄則又

ハ役業ノ爲メニ害セラルト認ムルハ其旨ヲ看守長ニ報告スヘシ

第六十五條 醫師ハ施体調ニ處セラルヘキ者アル

トハ其執行前該受罰囚ノ身体ヲ診斷シ施罰ノ可

否ヲ證明スヘシ

又各懲罰ヲ執行シ并ニ施体調ヲ監獄内ニテ執行

スル時ハ之レニ立會フヘシ

第六十六條 醫師ハ少クトモ三月月ニ一回巡閱官

若クハ看守長ト共ニ不時ニ監獄ヲ巡視シ衛生上

ニ係ル事項ニシテ之ヲ上官ニ告知スルノ必要ヲ

認ムルトハ同伴ノ巡閱官若クハ看守長ニ告知ス

ヘシ

第六十七條 醫師ハ日記簿ヲ所持シ英語ヲ以テ之

ニ其治療ニ係ル各患者ノ狀態病名并ニ之ニ與フ

ル食物及藥劑ヲ毎日登記スヘシ